

【ウェビナー】FTAの有効活用による海外展開の進め方
～TPP11の概要と活用メリット～

「TPP11特惠関税の活用メリット」

2020年10月29日

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部上席主任調査研究員 長島忠之



日本貿易振興機構(ジェトロ)
海外調査部上席主任調査研究員
長島忠之(ながしまただゆき)

1979年日本貿易振興会(現日本貿易振興機構)入会。海外調査部調査企画課長、監査室長、対日投資部長、海外調査部長、理事などを歴任。海外勤務は、1989～1992年ウルグアイ日本国大使館二等書記官、2000～2005年ジェトロ・メキシコ事務所次長。2016年4月から現職。

本日の内容

1. TPP11のメリット

2. TPP11の特恵関税の確認

3. TPP11の特恵関税を適用するための「資格審査制度」
～大切な原産地規則/自己申告制度と検認～

(参考)相談窓口

1. TPP11のメリット

TPP11の概要

■ TPPとは(TPP : Trans-Pacific Partnership)

環太平洋パートナーシップはアジア太平洋地域の12カ国が参加する広域経済連携協定の枠組み。2010年交渉開始、2016年2月署名。2017年1月に米国が離脱宣言したため、2017年11月、米国を除く11カ国で新協定に大筋合意、2018年3月署名。

■ TPP参加国(12カ国→11カ国)

シンガポール、ブルネイ、ニュージーランド、チリ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダ、日本、(米国)

■ 交渉の経緯

2006年5月	シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ間で環太平洋戦略的経済連携協定(P4)発効
2010年3月	8カ国でTPP交渉開始
2013年7月	日本が交渉参加(計12カ国)
2015年10月	TPP12カ国間で大筋合意(米国、アトランタ)
2016年2月	TPP12カ国間で署名(NZ、オークランド)
2017年1月	米トランプ大統領がTPP離脱の大統領覚書発出
2017年5月	米国を除く11カ国でTPPの早期発効に向けた検討を行うことで合意
2017年11月	TPP11閣僚会合(ベトナム、ダナン) 大筋合意
2018年1月23日	高級事務レベル会合(東京)にて協定文確定
2018年3月8日	署名(チリ、サンティアゴ)
2018年12月30日	発効(日本・メキシコ・シンガポール・NZ・カナダ・豪州)*ベトナムは2019年1月14日

■ TPP協定章立て

- 第1章 冒頭の規定及び一般的定義
- 第2章 内国民待遇及び物品の市場アクセス
- 第3章 原産地規則及び原産地手続
- 第4章 繊維及び繊維製品
- 第5章 税関当局及び貿易円滑化 (1項目凍結)
- 第6章 貿易救済
- 第7章 衛生植物検疫(SPS)措置
- 第8章 貿易の技術的障害(TBT)
- 第9章 投資 (1項目凍結)
- 第10章 国境を越えるサービスの貿易 (2項目凍結)
- 第11章 金融サービス (1項目凍結)
- 第12章 ビジネス関係者の一時的な入国
- 第13章 電気通信 (1項目凍結)
- 第14章 電子商取引
- 第15章 政府調達 (2項目凍結)
- 第16章 競争政策
- 第17章 国有企業及び指定独占企業 (1項目凍結)
- 第18章 知的財産権 (11項目凍結)
- 第19章 労働
- 第20章 環境 (1項目凍結)
- 第21章 協力及び能力開発
- 第22章 競争力及びビジネスの円滑化
- 第23章 開発
- 第24章 中小企業
- 第25章 規制の整合性
- 第26章 透明性及び腐敗行為の防止 (1項目凍結)
- 第27章 運用及び制度に関する規定
- 第28章 紛争解決
- 第29章 例外
- 第30章 最終規定

(注) 緑字カッコ内は、TPP11協定(CPTPP)における凍結項目数

TPP11の意義

経済的意義

- ◆モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野での21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場(世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人)を作り出す。
- ◆今後、人口減少が見込まれる我が国にとって、アジア太平洋地域の巨大市場を活用することで新たな成長が期待される。

戦略的意義

- ◆自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに今後の世界の貿易・投資ルールに新たなスタンダードを提供。
- ◆アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

TPP11締約国一覧

ベトナム



- ・9,649万人
- ・2,553ドル
- ・仏教、カトリック、無宗教など
- ・17,266人、1,816拠点

国名

- 人口（国連、2018年）
- 一人当たりGDP（IMF、2018年、米ドル）
- 宗教
- 在留邦人数、進出日系企業拠点数（外務省、2018年、日本除く）

カナダ



- ・3,695万人
- ・46,733ドル
- ・キリスト教（67%）、無宗教（24%）など
- ・70,025人、811拠点

マレーシア



- ・3,204万人
- ・10,704ドル
- ・イスラム教（61.3%）、仏教（19.8%）、キリスト教（9.2%）など
- ・24,411人、1,295拠点

日本



- ・1億2,719万人
- ・40,106ドル
- ・神道系（47.6%）、仏教系（47.1%）、キリスト教など

メキシコ



- ・1億3,076万人
- ・9,614ドル
- ・キリスト教（主にカトリック）
- ・11,211人、1,182拠点

シンガポール



- ・579万人
- ・61,230ドル
- ・仏教、イスラム教、ヒンズー教、道教、キリスト教など
- ・36,423人、1,199拠点

ペルー



- ・3,255万人
- ・7,118ドル
- ・キリスト教（主にカトリック）
- ・3,410人、72拠点

ブルネイ



- ・43万人
- ・33,824ドル
- ・イスラム教（国教）（78.8%）、仏教（8.7%）、キリスト教（7.8%）など
- ・170人、15拠点

オーストラリア



- ・2,477万人
- ・56,698ドル
- ・キリスト教（52.1%）、無宗教（30.1%）など
- ・97,223人、713拠点

ニュージーランド



- ・475万人
- ・41,616ドル
- ・キリスト教（48.9%）、無宗教（41.9%）など
- ・19,664人、226拠点

チリ

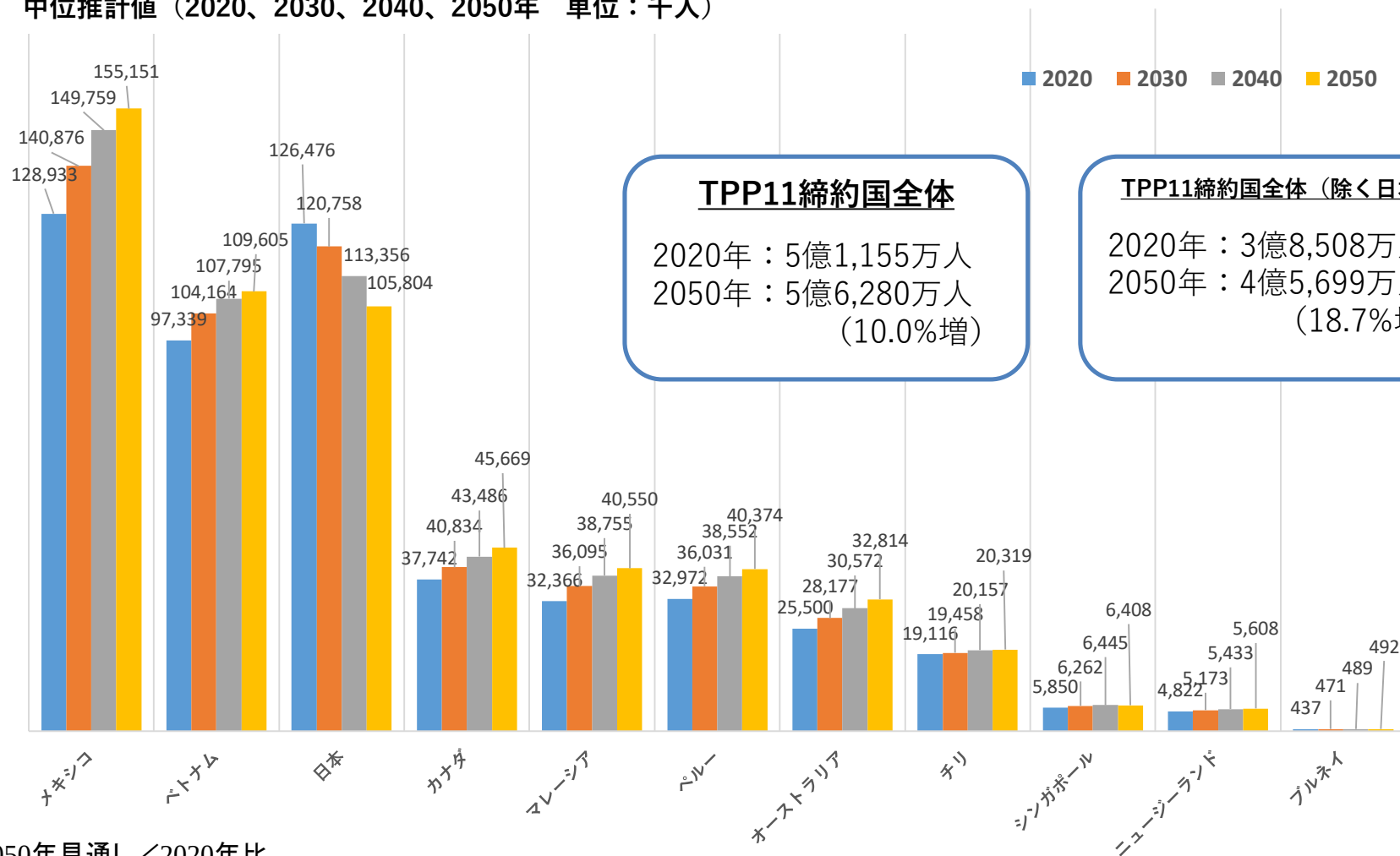


- ・1,820万人
- ・16,143ドル
- ・キリスト教（主にカトリック）
- ・1,655人、100拠点

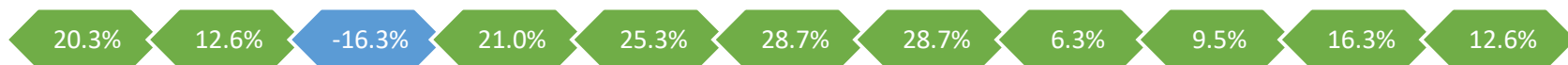
（出所）国連、IMF、ジェトロ、各国政府機関

TPP11締約国の人口見通し

中位推計値（2020、2030、2040、2050年 単位：千人）



2050年見通し／2020年比



TPP11解説書 *ジェットロウェブサイトにて公開



JETRO 日本貿易振興機構(ジェトロ)

<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp.html>



TPP11について

日本を含む11カ国が加盟する「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP、通称TPP11）」が2018年12月30日に発効しました。TPP11では、日本を除く10カ国で99%の関税撤廃が約束されており、物品貿易でのメリットが期待されています。加えて、投資を保護する規定が盛り込まれている。電子商取引などの分野におけるルール形成も行っています。本ページでは、TPP11の基本骨格に加え、物品貿易のメリットを拡大した特恵関税活用に関する情報を中心に提供いたします。

なお、TPP11は、米国を含めた12カ国で2016年2月に署名された「環太平洋パートナーシップ協定（TPP）」を基礎としています。

TPP11とTPPの関係

TPP11は、全30章に及ぶ広範な通商ルールを規定したTPP協定の各規定を原則として取り込みつつ、それのうち22項目を凍結項目（特定規定の適用の停止）として定めました。その多くが米国の主張によりTPP協定に加えられた要求度の高い項目でしたので、凍結によって特に新興・途上国には受け入れやすい内容となったといえます。また、凍結項目は全体から見ると一部に留まっており、そのうち11項目は第18章の知的財産権の章に関連しています。注目度の高い市場アクセス（関税撤廃など）、原産地規則、電子商取引、国有企業など、TPPで合意されたルールの多くは、TPP11にそのまま受け継がれています。

TPP11の特恵関税および原産地規則

「CPTPP 日EU・EPA 海外でチャンスをつかむ」 [\(10.3MB\)](#)

TPP11の概要、特徴、FTA/EPA利用事業事例を紹介しています。

TPP11解説書：TPP11の特恵関税の活用について [\(8.6MB\)](#)

TPP11特恵関税の調べ方、TPP11を使って輸出を行う際に必要な原産地規則の読み方や基本ルールなどを解説しています。

- 輸出用原産地証明書サンプルフォーム [\(17KB\)](#) （解説書123ページ参照）

分野別関税撤廃スケジュールリンク集

分野別の個別品目についての関税撤廃スケジュールがご覧になります。

TPP11の概要

TPP11およびTPP協定（英文・訳文）（内閣官房TPP等政府対策本部）

- TPP11およびTPP協定（英文） [\(17KB\)](#)
- TPP11およびTPP協定（訳文） [\(17KB\)](#)

TPP協定の章ごとの内容（内閣官房TPP等政府対策本部） [\(17KB\)](#)

TPP等政府対策本部のウェブページへのリンクです。

TPP11およびTPPの合意内容などに関する関連情報

- 内閣官房TPP等政府対策本部 [\(17KB\)](#)
- 経済産業省：TPP（環太平洋パートナーシップ） [\(17KB\)](#)
- 農林水産省：TPPについて [\(17KB\)](#)
- 財務省：報道発表 [\(17KB\)](#)

Contents

関税編

A：輸出する品目のHSコードを特定する

1. HSコードの特定

1-1 HSコードとは	10
【参考】HSコードの改正	11
1-2 HSコードの調べ方	13
【参考】TPP11における事前表示制度	18

B：関税率を調べる

2. 関税率の調べ方

2-1 関税率の種類	22
2-2 関税率を調べる手順	23
2-3 通常適用される税率(MFN税率)を調べる	24
【参考】情報技術協定(ITA)について	25
2-4-1 ①「譲許表」の見方	26
2-4-2 ②「実施区分」の確認方法	27
【参考】関税協定の取り決め	28
2-4-3 ③「段階的撤廃(移行)」の考え方	29
2-4-4 ④関税率の計算方法	30
【参考】各国の譲許表と品目別原産地規則(PSR)	31
【参考】物品貿易に関するその他の留意点	32
2-5 その他のEPA税率を調べる①	36
2-5 その他のEPA税率を調べる②	37
2-6 MFN税率とTPP11税率、EPA税率を比較する	38
【参考】「World Tariff」の使い方	39
【参考】課税標準について	41

3. TPP11による関税撤廃・削減で 想定されるビジネス事例

3-1 これまでEPAを締結していない国への輸出	42
3-2 既存EPAよりも有利な条件のもの	43

4. 各国の関税引下げ方法(実施区分) と情報源

4-1 カナダ(実施区分一)	44
----------------	----

カナダ(固有の実施区分)	45
カナダ(情報源)	46
4-2 メキシコ(実施区分一)	47
メキシコ(固有の実施区分)	48
メキシコ(情報源)	49
4-3 チリ(実施区分一)	50
チリ(情報源)	51
4-4 ペルー(実施区分一)	52
ペルー(情報源)	53
4-5 マレーシア(実施区分一)	54
マレーシア(情報源)	54
4-6 シンガポール(実施区分一)	55
シンガポール(情報源)	55
4-7 ベトナム(実施区分一)	56
ベトナム(実施区分二)	57
ベトナム(固有の実施区分)	58
ベトナム(情報源)	59
4-8 ブルネイ(実施区分一)	60
ブルネイ(固有の実施区分)	61
ブルネイ(情報源)	61
4-9 豪州(実施区分一)	62
豪州(固有の実施区分)	62
豪州(情報源)	63
4-10 ニュージーランド(実施区分一)	64
ニュージーランド(情報源)	64
4-11 日本(実施区分一)	65
日本(実施区分二)	66
日本(実施区分三)	67
日本(実施区分四)	68
日本(固有の実施区分①)	69
日本(固有の実施区分②)	70
日本(固有の実施区分③)	71
日本(固有の実施区分④)	72
日本(固有の実施区分⑤)	73
日本(情報源)	74

原産地規則編

C：原産地規則を満たしているか確認する

5. 原産地規則

5-1-1 原産地規則の概要	76
5-1-2 原産地規則の全体像	77
5-2 TPP11における原産性の判断基準	78
5-3-1 原産性判定方法① 関税分類変更基準	82
5-3-2 原産性判定方法② 付加価値基準	85
5-3-3 原産性判定方法③ 加工工程基準	89

6. 救済規定

6-1-1 関税分類変更基準を満たさない場合の救済規定 ～僅少の非原産材料(デミニマス)～	92
6-1-2 デミニマス・ルールの例外 (適用できないケース)	93
6-2-1 付加価値基準の救済規定 ロールアップ(1)	94
6-2-1 付加価値基準の救済規定 ロールアップ(2)	95
6-2-2 付加価値基準の救済規定 トレーシング	96
6-2-3 付加価値基準の救済規定 材料の価額(1) ～生産に使用される材料の価額～	97
6-2-3 付加価値基準の救済規定 材料の価額(2) ～材料の調達価額の基準と有利な調整～	98
6-2-4 自動車分野の品目別原産地規則	99

7. 累積

7-1-1 累積～柔軟なサプライチェーンの実現～	102
7-1-2 累積～PSRの基準を複数国の工程で達成～	104

8. その他の規定

8-1 再製造品	106
8-2 代替性のある商品または材料	107
8-3 附属品等、小売用または輸送用の 包装・梱包材料及び容器の扱い	108
8-4 製品のセット	109
8-5 通過及び積替え	110

9. 繊維及び繊維製品の原産地規則

9-1-1 非原産材料を使用して生産される商品	112
9-1-2 繊維-製品種類別のPSR概要	113
9-2 弾性生地、縫製、縫糸ルール、 絹100%の着物または帯	114
9-3 繊維製品におけるデミニマス・ルール	115
9-4 ショートサプライ・リスト(SSL)	116
9-5 手工芸品または民芸品、製品のセット	117

D：原産地証明書を準備する

10. 証明手続き

10-1 日本が締結したEPAにおける原産地証明制度	120
10-2-1 特恵待遇の要求	121
10-2-2 特恵待遇の要求 原産地証明書の記載事項とイメージ図	122
10-3 軽微な誤り、表現の相違の取り扱い	124
10-4 輸入・輸出、書類保存に関する義務	125
10-5 原産地証明書の根拠	126
10-6 根拠書類の一例	127
10-7 原産性の確認手続	133
10-8 秘密の取扱い・罰則	135

物品：関税（相手国の関税撤廃率）

TPP参加国の関税撤廃率

	日本	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	シンガポール
品目数ベース	95%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%

メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
99%	100%	99%	100%	100%	100%
99%	100%	100%	100%	100%	100%

〔出所〕「TPPにおける関税交渉の結果」（内閣官房TPP政府対策本部、2015年10月）

〔参考〕日本の直近のEPAにおける関税撤廃率：89%。

ニュージーランド、シンガポール、ブルネイについては、全ての品目について関税撤廃

- ・2018年11月15日現在、我が国を含む7か国が国内手続を完了し、協定の寄託国であるニュージーランドに対し通報を行っております。

2018年 6月28日 メキシコ

2018年 7月 6日 日本

2018年 7月19日 シンガポール

2018年10月25日 ニュージーランド

2018年10月26日 カナダ

2018年10月31日 オーストラリア

2018年11月15日 ベトナム

〔出所〕内閣官房TPP等政府対策本部ウェブサイト

TPP委員会について

*** TPP委員会は、協定に基づく、協定の運営等に関する最高意思決定機関。2019年1月(東京、閣僚級)、同10月(NZ、事務レベル)に続き2020年8月に第3回(テレビ会議形式、メキシコ主催、閣僚級)を開催。来年(2021年)は、我が国が議長国となる予定(ローテーション制)。**

■第1回TPP委員会開催(2019年1月19日/東京)－11カ国閣僚声明要旨

- ・協定発効・第1回委員会開催を祝福、自由貿易推進等に向け、協定の円滑な実施とその拡大のための重要な出発点との認識を共有。
- ・11か国の結束維持の重要性を再確認、全ての署名国について協定が早期発効することへの期待を表明
- ・新たな国・地域の加入を通じ協定を拡大していくという強い決意の表明

■第2回TPP委員会開催(2019年10月7-9日/オークランド)－11カ国の共同声明要旨

- ・今回の一連の会合での議論は、協定を完全かつ適切に実施するという観点から行った。
- ・全ての署名国による協定の早期発効のための努力を支持し、促進する。
- ・他のエコノミーにより継続的に示されているTPP11加入への関心を歓迎。

■第3回TPP委員会開催(2020年8月6日/テレビ会議形式、メキシコ主催)－11カ国閣僚共同声明要旨

- ・コロナ危機からの経済回復において、TPP11を通じた自由貿易の推進が重要であることを確認。
- ・コロナ後の貿易の回復のための実践的なステップの探求の一環として、サプライチェーンの強靱化のための専門家の間の意見交換の促進、デジタル化に向けたTPP11の活用についての検討の取組を歓迎。
- ・デジタル経済を扱う専門の補助機関の設置が有益であるとの認識を共有。
- ・ルールに基づく多角的貿易体制の支持、WTO改革の重要性で一致。
- ・未締結国による国内手続の早期に完了に向けた努力に関する情報を評価。
- ・いくつかのエコノミーが本協定の高い水準を受け入れる意志を示し、加入に関心を示していることを歓迎。

[出所]内閣官房TPP等政府対策本部ウェブサイト

【日本の経済連携協定(EPA)締結状況➡重層化】

EPA		発効年・月		EPA	発効年・月
シンガポール		 2002.11		スイス	2009.09
メキシコ		2005.04		ベトナム	  2009.10
マレーシア		 2006.07		インド	2011.08
チリ		2007.09		ペルー	 2012.03
タイ		2007.11		オーストラリア	 2015.01
インドネシア		2008.07		モンゴル	2016.06
ブルネイ		 2008.07		TPP11	2018.12
ASEAN		2008.12		EU	2019.02
フィリピン		2008.12			



ASEAN加盟国



TPP11加盟国(発効国)



他のEPAとの比較が必要



TPP11加盟国(未発効国)

既存の経済連携協定(EPA)とTPP11(例:ベトナム)

協定名	署名	発効
日・ASEAN包括的経済連携協定 (EPA)	2008年4月1日	2008年12月1日
日・ベトナム経済連携協定 (EPA)	2008年12月25日	2009年10月1日
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11)	2018年3月8日	2018年12月30日 (日本、メキシコ、シンガポール、NZ、カナダ、豪州) 2019年1月14日 (ベトナム)

既存の経済連携協定(EPA)とTPP11(例:メキシコ)

協定名	署名	発効
日・メキシコ経済連携協定 (EPA)	2004年9月17日	2005年4月1日
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11)	2018年3月8日	2018年12月30日 (日本、メキシコ、シンガポール、NZ、カナダ、豪州) 2019年1月14日 (ベトナム)

【醤油の関税率(TPP11加盟国)】

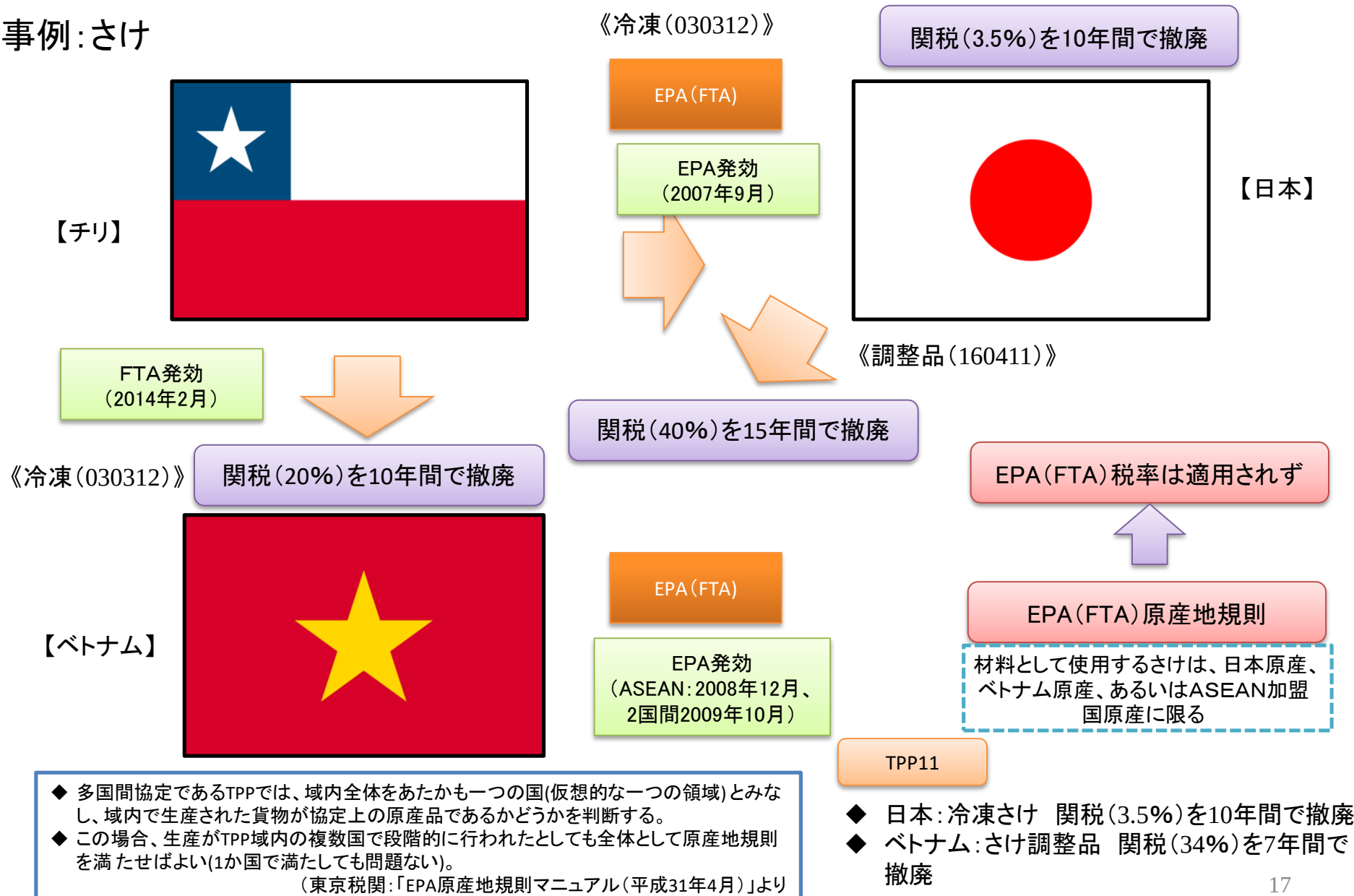
HS2103.10 (%)

国名	一般税率	既存EPA税率	TPP11税率
シンガポール	0	0	0
メキシコ	20	除外	0(即時撤廃)
マレーシア	10	0	未発効(即時撤廃)
チリ	6	0	未発効(即時撤廃)
ブルネイ	0	0	未発効(即時撤廃)
ベトナム	33	0	15(2023年撤廃)
ペルー	0	0	未発効(即時撤廃)
オーストラリア	0	0	0
カナダ	9.5	-	0(即時撤廃)
ニュージーランド	5	-	2(2022年撤廃)

「World Tariff」を基に作成

GVC(Global Value Chain):「Made in TPP11」の概念と二国間FTA

事例:さけ



2. TPP11の特恵関税の確認

EPA特惠税率を適用するための3条件

条件①EPA特惠税率

輸出入される産品に関し、EPA特惠税率が設定されていること

条件②原産地基準

生産された貨物が、「原産品」とであると認められること(=原産地基準を満たしていること)

条件③手続的要件

税関に対して、原産地証明書または原産品申告書等及び(必要に応じ)運送用件証明書(*)を提出するなど、必要な手続を行うこと

(*)運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと(=原則として直送されることが必要な積送基準を満たしていること)

EPA利用の流れ



輸出する品物のHSコードを特定します

大前提

関税率を調べます

条件①

原産地規則を満たしているか確認します

条件②

原産地証明書を準備します

条件③

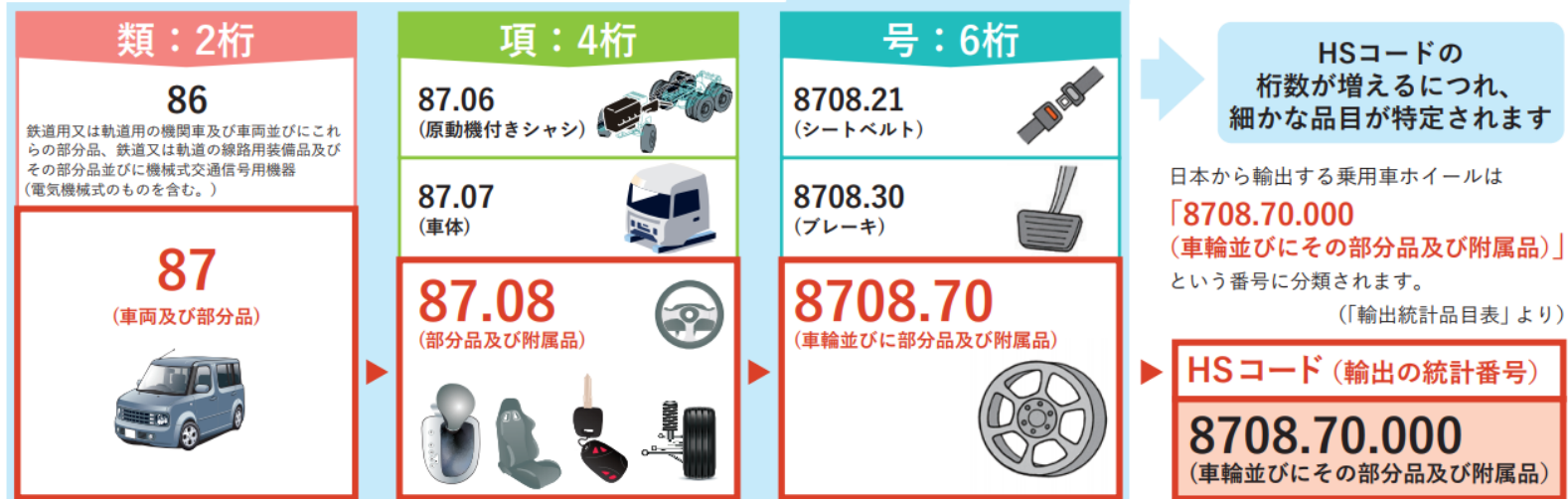
HSコードの特定の方法

- ◆ 輸出入申告書に記載するHSコード(日本国内細分)については「輸出統計品目表」、または「実行関税率表」で調べることができます。
- ◆ TPPの特恵税率を利用して日本からTPP締約国へ輸出する場合、輸出先となる国のHSコード(国内細分)を調べる必要があります(ただし、6桁までは世界共通)。

■ 輸出統計品目表(税関) <http://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>

■ 実行関税率表(税関) <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

HSコード概念図：乗用車のホイールの場合 世界共通コード



EPA利用の流れ

輸出する品物のHSコードを特定します

大前提

関税率を調べます

条件①

原産地規則を満たしているか確認します

条件②

原産地証明書を準備します

条件③

【サスペンション(乗用車用)の関税率(TPP11加盟国)】 HS8708.80 (%)

国名	一般税率	既存EPA税率	TPP11税率
シンガポール	0	0	0
メキシコ	5	0	0(即時撤廃)
マレーシア	30	0	未発効(即時撤廃)
チリ	6	0	未発効(即時撤廃)
ブルネイ	0	0	未発効(2024年撤廃)
ベトナム	20	除外	16(2028年撤廃)
ペルー	0	0	未発効(即時撤廃)
オーストラリア	5	0	0(即時撤廃)
カナダ	6	-	0(即時撤廃)
ニュージーランド	0	-	0(即時撤廃)

「World Tariff」を基に作成  次画面参照

【「World Tariff」の使い方】

①ユーザー登録・ログイン

世界各国の関税率 以下のURLにアクセス

 このページを印刷する

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>



米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」です。ジェトロと同社との契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「WorldTariff」をご利用いただけます。

ご利用の前に

「WorldTariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。

ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご承知ください。

ジェトロは「WorldTariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。

「利用規約」をご確認ください。

データの更新状況は「リソースセンター」の「WorldTariff出版日付」のページにて必ずご確認ください。

収録内容

世界175カ国の関税率が検索できます。

MFN税率（WTO協定税率）の他に、GSP（特恵税率）の税率も収録されています。

また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など国により様々）も調べることができます。

[詳しく見る](#)

初めての方へ

WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。

[詳しく見る](#)

登録ユーザーの方

既にユーザーネームとパスワードをお持ちの方は、検索画面 [へ](#)。

詳細は「[利用方法](#)」 [図](#)（1.9MB）をご確認ください。日本語で検索方法を紹介しています。データベースは英語です。

日本国内居住者の方は事前にユーザー登録をすれば、どなたでも無料でご利用できます。

- ◆ ジェトロのウェブサイト経由で登録いただくことで、日本居住者はどなたでも無料で利用できます。
- ◆ 登録・ログイン後、「HS Number Search」を選択すると②の画面が表示されます
- ◆ 輸出先、HSコードを上2桁→上4桁の順に項まで選択します。
- ◆ 下に表示されるHSコード一覧から該当コードを選択すると、輸出国別の関税率(③参照)が表示されます

ユーザー登録はこちらからお願いします

ログインはこちらからお願いします

②ログイン後の検索画面

部分品及び附属品(8708)を検索した場合

輸出先を選択

類(HSコード上2桁)を選択

項(HSコード上4桁)を選択

HSコードを選択して検索

仕向け国/輸出先
Vietnam

類/部名
87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories

項
8708 - PARTS AND ACCESSORIES OF THE MOTOR VEHICLES OF HEADINGS 8701

テキスト 番号 リセット Submit

Vietnam - Chapter 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof

[Section Notes](#) [Chapter Notes](#) [End Notes](#)

HS Number	Description	UOM	MFN
8708	PARTS AND ACCESSORIES OF THE MOTOR VEHICLES OF HEADINGS 8701 TO 8705:		
	- Bumpers and parts thereof:		
8708.10.10	-- For vehicles of heading 8701	unit	15%
8708.10.90	-- Other	unit	25%
	- Other parts and accessories of bodies (including cabs):		
8708.21.00	-- Safety seat belts	unit	20%
	-- Other:		

	- Suspension systems and parts thereof (including shock- absorbers):		
	-- Suspension systems:		
8708.80.15	--- For vehicles of heading 8701	unit	15%
8708.80.16	--- For vehicles of heading 8703	unit	20%
8708.80.17	--- For vehicles of subheading 8704.10 or heading 8705	unit	7%
8708.80.19	--- Other	unit	7%
	-- Parts:		
8708.80.91	--- For vehicles of heading 8701	unit	10%
8708.80.92	--- For vehicles of heading 8703	unit	10%
8708.80.99	--- Other	unit	5%

クリックして輸出国別の関税率を表示(③へ)

③輸出国別の関税率表示画面

乗用車用サスペンション(8708.80.16)を検索した場合

原産国ごとの最も低い税率

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Afghanistan	20%	MFN Applied

日本から輸出する場合

Japan	16%	Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership
-------	-----	---

EPA税率を表示

原産地規則を表示

VN HS number 8708.80.16

Agreement Specific Rules of Origin

Commodity Description

8708 PARTS AND ACCESSORIES OF THE MOTOR VEHICLES OF HEADINGS 8701 TO 8705:
 -- Suspension systems:
 8708.80 - Suspension systems and parts thereof (including shock- absorbers):
 8708.80.16 --- For vehicles of heading 8703

Vietnam Rules of Origin

RVC 40% or CTC (apply General Rules)

AJCEP Rules of Origin

87.08 RVC 40%

CPTPP Rules of Origin

8708.80 A change to a good of subheading 8708.80 from any other subheading; or No change in tariff classification required for a good of subheading 8708.80, provided there is a regional value content of not less than: (a) 45 per cent under the build-up method; or (b) 45 per cent under the net cost method; or (c) 55 per cent under the build-down method.

Commodity Description

		MFN	AJCEP	CPTPP	VJEPA
8708.80.16	--- For vehicles of heading 8703	20%	Excluded	16%	Excluded

AJCEP

X

"X" shall be excluded from reduction or elimination of customs duties.

VJEPA

X

"X" shall be excluded from reduction or elimination of customs duties.

TPP 11

B11

Base rate 22%

2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%	Free

The first reduction on 30 December, 2018. Subsequent annual reductions on 1 January.

VN HS number 8708.80.16

一般税率 日ASEAN・EPA税率 TPP11税率 日ベトナムEPA税率

Commodity Description		MFN	AJCEP	CPTPP	VJEPA
8708.80.16	--- For vehicles of heading 8703	20%	Excluded	16%	Excluded

AJCEP

X

"X" shall be excluded from reduction or elimination of customs duties.

日ASEAN・EPA: 関税引下げ対象から除外

VJEPA

X

"X" shall be excluded from reduction or elimination of customs duties.

日ベトナムEPA: 関税引下げ対象から除外

TPP 11

B11

Base rate 22%

2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%	Free

TPP11: 発効11年目に撤廃
(2028年より無税)

The first reduction on 30 December, 2018. Subsequent annual reductions on 1 January.

【協定文による税率の確認①】

内閣官房

TPP等政府対策本部

<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo//kyotei/index.html>

内閣官房

Cabinet Secretariat

検索

内閣官房について

会見・発表

政策・制度

情報提供

[トップページ](#) > [各種本部・会議等の活動情報](#) > [TPP等政府対策本部](#) > [環太平洋パートナーシップ（TPP）](#) > [協定の主な内容](#)

協定の主な内容

環太平洋パートナーシップ協定（以下、「TPP協定」といいます。）は、2015年10月に米国アトランタで開催されたTPP閣僚会合において大筋合意に至り、2016年2月には、12か国（日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム）により署名が行われました。

その後、2017年1月に米国が離脱宣言をしましたが、同国を除く11か国の閣僚が協定の早期発効に向けた検討を行うことで合意し、同年11月にベトナムで開催されたTPP閣僚会合において、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下、「TPP11協定」といいます。）を大筋合意しました。2018年3月には、11か国によりTPP11協定が署名され、その後、同協定は同年12月に発効しました。

このページでは、TPP協定とTPP11協定の関連情報をまとめています。

TPP協定について

概要

- ▶ [TPP協定の概要（PDF/3.110KB）](#)
- ▶ [「TPP協定の説明」（外務省HP）](#)

※協定の全章の概要（2015年11月5日に公表された暫定案文に基づき作成されたもの）：

- ▶ [TPP協定の全章概要（PDF/586KB）](#)
- ▶ [TPP協定の全章概要（別添・附属書等）（PDF/574KB）](#)

※協定各章の概要：

- ▶ [資料はこちらをご覧ください。](#)

協定条文

- ▶ [英文:資料はこちらをご覧ください。](#)
- ▶ [訳文:資料はこちらをご覧ください。](#)

TPP交渉参加国との間で作成する文書（いわゆるサイドレター）について

※TPP協定に関連して、我が国と交渉参加国との間で作成された文書：

- ▶ [英文:資料はこちらをご覧ください。](#)
- ▶ [訳文:資料はこちらをご覧ください。](#)

協定文

Chapter 2. National Treatment and Market Access for Goods [PDF,502KB]

This Chapter includes the following Annexes: (※本章のテキストには以下の附属書が含まれます。)

- Annex 2-A: National Treatment and Import and Export Restrictions
- Annex 2-B: Remanufactured Goods
- Annex 2-C: Export Duties, Taxes or Other Charges
- Annex 2-D: Tariff Commitments

Party-specific Annexes to the Chapter: (※締結国ごとの附属書は以下のとおりです。)

- [2-D: Australia General Notes to Tariff Schedule \[PDF,86KB\]](#)  
- [2-D: Australia Tariff Schedule \[PDF,3.3MB\]](#)  
- [2-D: Brunei General Notes to Tariff Schedule \[PDF,87KB\]](#)  
- [2-D: Brunei Tariff Schedule \[PDF,7.1MB\]](#)  
- [2-D: Canada General Notes to Tariff Schedule \[PDF,163KB\]](#)  
- [2-D: Canada Tariff Schedule \[PDF,4.8MB\]](#)  
- [2-D: Canada Appendix A Tariff Rate Quotas \[PDF,335KB\]](#)  
- [2-D: Canada Appendix D between Japan and Canada on Motor Vehicle Trade \[PDF,191KB\]](#)  
- [2-D: Chile General Notes to Tariff Schedule \[PDF,171KB\]](#)  
- [2-D: Chile Tariff Schedule \[PDF,4.8MB\]](#)  
- [2-D: Japan General Notes to Tariff Schedule \[PDF,261KB\]](#)  
- [2-D: Japan Tariff Schedule \[PDF,12MB\]](#)  
- [2-D: Japan Appendix A Tariff Rate Quotas \[PDF,733KB\]](#)  
- [2-D: Japan Appendix B-1 Agricultural Safeguard Measures \[PDF,103KB\]](#)  
- [2-D: Japan Appendix B-2 Forest Good Safeguard Measure \[PDF,44KB\]](#)  
- [2-D: Japan Appendix C Tariff Differentials \[PDF,284KB\]](#)  
- [2-D: Japan Appendix D-1 between Japan and the United States on Motor Vehicle Trade \[PDF,358KB\]](#)  
- [2-D: Japan Appendix D-2 between Japan and Canada on Motor Vehicle Trade \[PDF,191KB\]](#)  
- [2-D: Malaysia General Notes to Tariff Schedule \[PDF,159KB\]](#)  
- [2-D: Malaysia Tariff Schedule \[PDF,7.4MB\]](#)  
- [2-D: Malaysia Appendix A Tariff Rate Quotas \[PDF,263KB\]](#)  

- [2-D: Mexico General Notes to Tariff Schedule \[PDF,176KB\]](#)  
- [2-D: Mexico Tariff Schedule \[PDF,9.5MB\]](#)  
- [2-D: Mexico Appendix A-1 Tariff Rate Quotas of Mexico and Appendix A-2 Country-Specific Allocation for Sugar of Mexico \[PDF,87KB\]](#)  
- [2-D: Mexico Appendix C Tariff Differentials \[PDF,173KB\]](#)  
- [2-D: New Zealand General Notes to Tariff Schedule \[PDF,160KB\]](#)  
- [2-D: New Zealand Tariff Schedule \[PDF,4.7MB\]](#)  
- [2-D: Peru General Notes to Tariff Schedule \[PDF,158KB\]](#)  
- [2-D: Peru Tariff Schedule \[PDF,6MB\]](#)  
- [2-D: Singapore General Notes to Tariff Schedule \[PDF,147KB\]](#)  
- [2-D: Singapore Tariff Schedule \[PDF,3.4MB\]](#)  
- [2-D: United States General Notes to Tariff Schedule \[PDF,56KB\]](#)  
- [2-D: United States Tariff Schedule \[PDF,19MB\]](#)  
- [2-D: United States Appendix A Tariff Rate Quotas \[PDF,285KB\]](#)  
- [2-D: United States Appendix B Agricultural Safeguard Measures \[PDF,78KB\]](#)  
- [2-D: United States Appendix C Tariff Differentials \[PDF,349KB\]](#)  
- [2-D: United States Appendix D between Japan and the United States on Motor Vehicle Trade \[PDF,357KB\]](#)  
- [2-D: United States Appendix E United States-Viet Nam Earned Import Allowance Programme \[PDF,295KB\]](#)  
- [2-D: Viet Nam General Notes to Tariff Schedule \[PDF,197KB\]](#)  
- [2-D: Viet Nam Tariff Schedule \[PDF,12MB\]](#)  
- [2-D: Viet Nam Appendix A Tariff Rate Quotas \[PDF,64KB\]](#)  

【協定文による税率の確認②】

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm

税関
Japan Customs

このページの本文へ・サイトマップ・English

文字サイズ 大きく 元に戻す 小さく サイト内検索 検索

ホーム 海外旅行の手続き 輸出入の手続き 水産物の取扱い 貿易統計 カスタムスアンサー (FAQ) 全国の税関 函館 東京 横浜 名古屋 大阪 神戸 門司 長崎 沖縄

現在位置: ホーム > 経済連携協定 (FTA/EPA) (関税・税関関係) > EPA相手国側課税 (関税率表)

EPA相手国側課税 (関税率表)

このページでは、我が国が締結している経済連携協定に関する相手国情報を掲載しております。
相手国税関等のホームページを掲載しておりますが、実際のEPA相手国への輸入手続については、相手国税関窓口にお問い合わせ下さい。

外部ページへリンク (※すべて新規ウィンドウで開きます。)

国	EPA	リンク	(参考) 相手国税関等
インド	日・インドEPA	相手国側課税表 (附属書1)	インド常関税・関税中央委員会 (Central Board of Indirect Taxes & Customs)
インドネシア	日・インドネシアEPA	相手国側課税表 (附属書1)	Indonesia National Trade Repository (INTR)
	日・ASEAN包括的経済連携協定	相手国側課税表 (附属書1)	
オーストラリア	日豪EPA	相手国側課税表 (附属書1)	オーストラリア国境警備隊 (Australian Border Force)
	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11協定)	相手国側課税表 (附属書2-D)	
カナダ	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11協定)	相手国側課税表 (附属書2-D)	カナダ国境サービス庁
カンボジア	日・ASEAN包括的経済連携協定	相手国側課税表 (附属書1)	
シンガポール	日・シンガポールEPA	相手国側課税表 (附属書1)	シンガポール税関 (Singapore Customs)
	日・ASEAN包括的経済連携協定	相手国側課税表 (附属書1)	
	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11協定)	相手国側課税表 (附属書2-D)	
スイス	日・スイスEPA	相手国側課税表 (附属書1)	スイス連邦関税局 (Federal Customs Administration)

タイ	日・タイEPA	相手国側課税表 (附属書1)	タイ税関 (Thai Customs)
	日・ASEAN包括的経済連携協定	相手国側課税表 (附属書1)	
チリ	日・チリEPA	相手国側課税表 (附属書1)	チリ税関庁 (Chilean Customs)
	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11協定) (2019年11月現在 未発効)	相手国側課税表 (附属書2-D)	
ニュージーランド	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11協定)	相手国側課税表 (附属書2-D)	ニュージーランド税関 (New Zealand Customs)
フィリピン	日・フィリピンEPA	相手国側課税表 (附属書1)	フィリピン関税委員会 (Tariff Commission)
	日・ASEAN包括的経済連携協定	相手国側課税表 (附属書1)	
ブルネイ	日・ブルネイEPA	相手国側課税表 (附属書1)	
	日・ASEAN包括的経済連携協定	相手国側課税表 (附属書1)	
	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11協定) (2019年11月現在 未発効)	相手国側課税表 (附属書2-D)	
ベトナム	日・ベトナムEPA	相手国側課税表 (附属書1)	ベトナム税関総局 (Vietnam Customs)
	日・ASEAN包括的経済連携協定	相手国側課税表 (附属書1)	
	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11協定)	相手国側課税表 (附属書2-D)	
ペルー	日・ペルーEPA	相手国側課税表 (附属書1)	ペルー税関監督庁 (Superintendencia Nacional de Aduanas y de Administración Tributaria (SUNAT))
	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11協定) (2019年11月現在 未発効)	相手国側課税表 (附属書2-D)	

ペルー	日・ペルーEPA	相手国側課税表 (附属書1)	ペルー税関監督庁 (Superintendencia Nacional de Aduanas y de Administración Tributaria (SUNAT))
	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11協定) (2019年11月現在 未発効)	相手国側課税表 (附属書2-D)	
マレーシア	日・マレーシアEPA	相手国側課税表 (附属書1)	マレーシア税関 (Royal Malaysian Customs Department)
	日・ASEAN包括的経済連携協定	相手国側課税表 (附属書1)	
	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11協定) (2019年11月現在 未発効)	相手国側課税表 (附属書2-D)	
ミャンマー	日・ASEAN包括的経済連携協定	相手国側課税表 (附属書1)	ミャンマー税関 (Myanmar Customs)
メキシコ	日・メキシコEPA	相手国側課税表 (附属書1)	メキシコ経済省 (Secretaría de Economía)
	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11協定)	相手国側課税表 (附属書2-D)	
モンゴル	日・モンゴルEPA	相手国側課税表 (附属書1)	
ラオス	日・ASEAN包括的経済連携協定	相手国側課税表 (附属書1)	
EU	日EU・EPA	相手国側課税表 (附属書2-A)	EU共通関税率 (TARIC)

【ベトナムの譲許表(乗用車用サスペンション)①】

日ASEAN・EPA



Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff Item Number	Description of Goods	Base Rate	Category	Note
8708.70.95.00	- - - For vehicles of subheadings 8703.21 to 8703.23, 8703.31 or 8703.32 (except ambulances)			
8708.80.50.00	- - For vehicles of subheadings 8703.21 to 8703.23, 8703.31 or 8703.32 (except ambulances)		X	
8708.80.60.00	- - For vehicles of subheading 8703.24 or 8703.33 (except ambulances)		X	

(q) the originating goods classified under the tariff lines indicated with “X” shall be excluded from any tariff commitment referred to in subparagraphs (a) through (p); and

日ベトナムEPA



Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff Item Number	Description of Goods	Base Rate	Category	Note
8708.80.12.00.00	- - - For other vehicles of heading 87.01	30%	B10	
8708.80.13.00.00	- - - For vehicles of heading 87.03		X	

(v) The originating goods classified under the tariff lines indicated with “X” shall be excluded from any tariff commitment referred to in subparagraphs (a) through (u); and

【ベトナムの譲許表(乗用車用サスペンション)②】

TPP11

TARIFF SCHEDULE OF VIET NAM (HS 2012)

Tariff line	Description	Base rate	Staging Category	Remarks	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4	Year 5	Year 6	Year 7	Year 8	Year 9	Year 10	Year 11	Year 12	Year 13	Year 14	Year 15	Year 16	Year 17	Year 18	Year 19	Year 20	Year 21 and subsequent years	(*)
8708.80	- Suspension systems and parts thereof (including shock-absorbers):																									
	- - Suspension systems:																									
8708.80.15	- - - For vehicles of heading 87.01	27%	B11		24.5%	22%	19.6%	17.1%	14.7%	12.2%	9.8%	7.3%	4.9%	2.4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
8708.80.16	- - - For vehicles of heading 87.03	22%	B11		20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
8708.80.17	- - - For vehicles of heading 87.03																									

(j) customs duties on originating goods provided for in the items in staging category B11 shall be eliminated in 11 annual stages, and these goods shall be duty-free effective January 1 of year 11;

【譲許表の例：日本】

関税分類番号(2015年4月1日現在、その後の変更は対照表で対応)

2010年1月1日現在のMFN税率(実行最惠国税率)

関税引下げ・撤廃区分(譲許カテゴリー)

国別に異なる譲許カテゴリーを適用する場合はこの欄に記載

年毎の適用税率

(*)この表の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

→日本以外の国は1月1日が基準

関税品目	品名	基準税率	実施区分	備考	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目以降
	第1部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品																								
	第1類 動物（生きているものに限る。）																								
01.01	馬、ろ馬、ち馬及びヒュー（生きているものに限る。）																								
	馬																								
0101.21	純粋種の繁殖用のもの																								
010121.100	1 サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、 アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税	EIF		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																								
010121.210	(1) 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	無税	EIF		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
010121.290	(2) その他のもの	1頭につき 3,400,000 円	EIF		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0101.29	その他のもの																								
010129.100	1 軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税	EIF		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																								
010129.210	(1) 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	無税	EIF		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
					1頭に 1頭に	1頭に 1頭に	1頭に 1頭に	1頭に 1頭に	1頭に 1頭に	1頭に 1頭に	1頭に 1頭に	1頭に 1頭に	1頭に 1頭に	1頭に 1頭に	1頭に 1頭に	1頭に 1頭に	1頭に 1頭に	1頭に 1頭に	1頭に 1頭に						

【譲許表の例：ベトナム】

TARIFF SCHEDULE OF VIET NAM (HS 2012)

Tariff line	Description	Base rate	Staging Category	Remarks	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4	Year 5	Year 6	Year 7	Year 8	Year 9	Year 10	Year 11	Year 12	Year 13	Year 14	Year 15	Year 16	Year 17	Year 18	Year 19	Year 20	Year 21 and subsequent years	(*)
0901.22.10	--- Unground	30%	B4		22.5%	15%	7.5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0901.22.20	--- Ground	30%	B4		22.5%	15%	7.5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0901.90	- Other:																									
0901.90.10	-- Coffee husks and skins	30%	B4		22.5%	15%	7.5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0901.90.20	-- Coffee substitutes containing coffee	30%	B4		22.5%	15%	7.5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
09.02	Tea, whether or not flavoured.																									
0902.10	- Green tea (not fermented) in immediate packings of a content not exceeding 3 kg:																									
0902.10.10	-- Leaves	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0902.10.90	-- Other	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0902.20	- Other green tea (not fermented):																									
0902.20.10	-- Leaves	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0902.20.90	-- Other	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0902.30	- Black tea (fermented) and partly fermented tea, in immediate packings of a content not exceeding 3 kg:																									
0902.30.10	-- Leaves	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0902.30.90	-- Other	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0902.40	- Other black tea (fermented) and other partly fermented tea:																									
0902.40.10	-- Leaves	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0902.40.90	-- Other	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0903.00.00	Mate.	30%	B4		22.5%	15%	7.5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	

【各国の実施区分(staging category)を確認するには・・・】

* ジェトロ作成「TPP11解説書」(44～74ページ)を参照

https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/tpp/TPP11_kaisetsu.pdf

4. 各国の関税引下げ方法(実施区分)と情報源

4-7 ベトナム(実施区分一覧①)

POINT: 年数の数え方に注意!

1回目(1年目)の関税削減は協定発効と同時に
行われ、2回目(2年目)以降は毎年1月1日に行われます。

区分	内容
EIF	即時撤廃。
B2	1年にわたり均等(1/2ずつ、合計2回)に関税引き下げ。2年目に関税撤廃。
B3	2年にわたり均等(1/3ずつ、合計3回)に関税引き下げ。3年目に関税撤廃。
B4	3年にわたり均等(1/4ずつ、合計4回)に関税引き下げ。4年目に関税撤廃。
B5	4年にわたり均等(1/5ずつ、合計5回)に関税引き下げ。5年目に関税撤廃。
B6	5年にわたり均等(1/6ずつ、合計6回)に関税引き下げ。6年目に関税撤廃。
B7	6年にわたり均等(1/7ずつ、合計7回)に関税引き下げ。7年目に関税撤廃。
B8	7年にわたり均等(1/8ずつ、合計8回)に関税引き下げ。8年目に関税撤廃。
B10	9年にわたり均等(1/10ずつ、合計10回)に関税引き下げ。10年目に関税撤廃。
B11	10年にわたり均等(1/11ずつ、合計11回)に関税引き下げ。11年目に関税撤廃。
B12	11年にわたり均等(1/12ずつ、合計12回)に関税引き下げ。12年目に関税撤廃。
B13	12年にわたり均等(1/13ずつ、合計13回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
B16	15年にわたり均等(1/16ずつ、合計16回)に関税引き下げ。16年目に関税撤廃。
VN4-A	発効時から2年目で12%、3年目に6%に削減。4年目に関税撤廃。
VN7-A	発効時から2年目で19%、3年目に16%、4年目に12%、5年目に8%、6年目に4%に削減。7年目に関税撤廃。
VN8-A	発効時から7年目で基準税率を維持。8年目に関税撤廃。
VN8-B	発効時から3年目で9%、4年目に7%、5年目に5%、6年目に4%、7年目に2%に削減。8年目に関税撤廃。
VN10-A	発効時から4年目で52%、5年目に45%、6年目に36%、7年目に30%、8年目に25%、9年目に20%に削減。10年目に関税撤廃。
VN11-A	4年目まで基準税率を維持。5年目に7%に削減し、同税率を10年目まで維持。11年目に関税撤廃。
VN11-B	4年目まで基準税率を維持。5年目に8%、7年目に7%に削減し、同税率を10年目まで維持。11年目に関税撤廃。
VN11-C	4年目まで基準税率を維持。5年目に15%、6年目に10%、7年目に7%に削減し、同税率を10年目まで維持。11年目に関税撤廃。
VN11-D	3年目まで基準税率を維持。4年目に7%に削減し、同税率を10年目まで維持。11年目に関税撤廃。

4-7 ベトナム(実施区分一覧②)

区分	内容
VN11-E	6年目まで基準税率を維持。7年目に7%に削減し、同税率を10年目まで維持。11年目に関税撤廃。
VN11-F	10年目まで基準税率を維持。11年目に関税撤廃。
VN11-G	発効時に関税を44%に削減。2年目に40%に、4年目に35%に、6年目に30%に、7年目に25%に、8年目に20%に、9年目に15%に、10年目に10%に削減し、11年目に関税撤廃。
VN11-H	発効時に関税を34%に削減。2年目に33%に、3年目に32%に、4年目に30%に、5年目に29%に、6年目に25%に、7年目に22%に、8年目に18%に、9年目に15%に、10年目に11%に削減し、11年目に関税撤廃。
VN11-I	発効時に関税を45%に削減。2年目に41%に、3年目に36%に、4年目に32%に、5年目に27%に、6年目に23%に、7年目に22%に、8年目に20%に、9年目に15%に、10年目に10%に削減し、11年目に関税撤廃。
VN12-A	発効時に関税を54%に削減。2年目に49%に、3年目に44%に、4年目に39%に、5年目に35%に、6年目に30%に、7年目に25%に、8年目に20%に、9年目に15%に、10年目に10%に、11年目に5%に削減し、12年目に関税撤廃。
VN12-B	発効時に関税を44%に削減。2年目に40%とし、3年目は同税率を維持。4年目に35%とし、5年目は同税率を維持。6年目に30%に、7年目に25%に、8年目に20%に、9年目に15%に、10年目に10%に、11年目に5%に削減し、12年目に関税撤廃。
VN13-A	3年目まで基準税率を維持。4～13年目に均等(1/10ずつ、合計10回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
VN13-B	2年目まで基準税率を維持。3～13年目に均等(1/11ずつ、合計11回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
VN13-C	1年目は基準税率を維持。2～13年目に均等(1/12ずつ、合計12回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
VN13-D	4年目まで基準税率を維持。5～13年目に均等(1/9ずつ、合計9回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
VN13-E	5年目まで基準税率を維持。6～13年目に均等(1/8ずつ、合計8回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
VN16-A	1～4年目に関税を毎年6.25%削減し、4年目以降同税率を15年目まで維持。16年
VN21-A	20年目まで基準税率を維持。21年目に関税撤廃。
TRQ	関税割当を適用。附属書2-D(ベトナム)付録A(関税割当)に記載の条件に従う。
VN22	基準税率を適用。

POINT: 年数の数え方に注意!

1回目(1年目)の関税削減は協定発効と
同時に行われ、2回目(2年目)以降は毎年1月1日に行われます。

TPP11における主な品目の交渉結果

品目	国	市場アクセス		2016年輸出額（100万円）		TPP11 ／世界
		WTO共通関税 [EPA税率] 注)	交渉結果	世界	TPP11	
米	ベトナム	40% [15%]	即時撤廃	2,709	742	27%
	マレーシア	40%	11年目撤廃			
牛肉	カナダ	26.5%	6年目撤廃	13,552	1,545	11%
	メキシコ	枠外20～25% 枠内[6,000トン、12～22.5%]	10年目撤廃			
	ベトナム	8～30% [1.4または7.5%]	3年目撤廃			
りんご	ベトナム	10% [3.6%]	3年目撤廃	13,299	193	1%
なし	マレーシア	5% [無税]	即時撤廃	807	13	2%
	カナダ	無税または2.81セント/kg（ただし、10.5%を上限）	即時撤廃			
花卉	カナダ	0または6%（植木・盆栽・鉢もの） 無税～16%（切り花）	即時撤廃	8,750	1,518	17%
茶	ベトナム	40% [15%]	4年目撤廃	11,551	2,179	19%
※財務省所管物資 清酒※	カナダ	2.82～12.95セント／リットル	即時撤廃	15,581	1,938	12%
	ベトナム	55% [12%]	3年目撤廃			
	メキシコ	20% [無税]	即時撤廃			
焼酎※	カナダ	0.1228セント／リットル／アルコール度数1%	即時撤廃	1,466	199	14%
味噌	ベトナム	20% [45%]	5年目撤廃	3,061	569	19%
	マレーシア	5% [無税]	即時撤廃			
醤油	ベトナム	33% [8.2%]	6年目撤廃	6,608	997	15%
	マレーシア	10% [無税]	即時撤廃			
チョコレート	ベトナム	13～35% [7.5または13.1%]	5～7年目撤廃	9,195	1,090	12%
	マレーシア	10または15% [無税]	即時撤廃			
ぶり・さば・さんま	ベトナム	10～15% [5.5～30%]	即時撤廃	32,089	3,732	12%
さけ・ます	ベトナム	10～20% [5.5または11.3%]	即時撤廃	6,538	2,168	33%

出所：「日本産農林水産物・食品の輸出／TPP11」（農林水産省、2018年4月）

【味噌(2103.90)のベトナムの関税をWorld Tariffで確認すると……】

Japan Free Trade Agreements Economic Partnership Agreements

VN HS number 2103.90.13

Commodity Description		一般税率	日ASEAN/EPA 税率	TPP11税率	日ベトナム EPA税率
		MFN	AJCEP	CPTPP	VJEPA
2103.90.13	- - - Other sauces	20%	45%	8%	45%

Agreement	2008	2009	2018	2019	2020	2021	2022
AJCEP							
TPP11			16%	12%	8%	4%	Free
VJEPA							

AJCEP
C

2008

45%

"C" shall be 45% from the date of entry into force (1 December 2008)

VJEPA
C

2009

45%

"C" shall be 45% from the date of entry into force (1 October 2009)

TPP11
B5

Base rate 20%

2018	2019	2020	2021	2022
16%	12%	8%	4%	Free

The first reduction on 30 December, 2018. Subsequent annual reductions on 1 January.

日ASEAN・EPA: 現行関税率(当時45%)を維持

日ベトナムEPA: 現行関税率(当時45%)を維持

TPP11: 関税(20%)を5年目に撤廃

TPP11: 関税引下げスケジュール(2022年に無税)

3. TPP11の特恵関税を適用するための「資格 審査制度」 ～大切な原産地規則/自己申告制度と検認～

EPA利用の流れ

輸出する品物のHSコードを特定します

大前提



関税率を調べます

条件①



原産地規則を満たしているか確認します

条件②



原産地証明書を準備します

条件③

EPA原産品の大原則

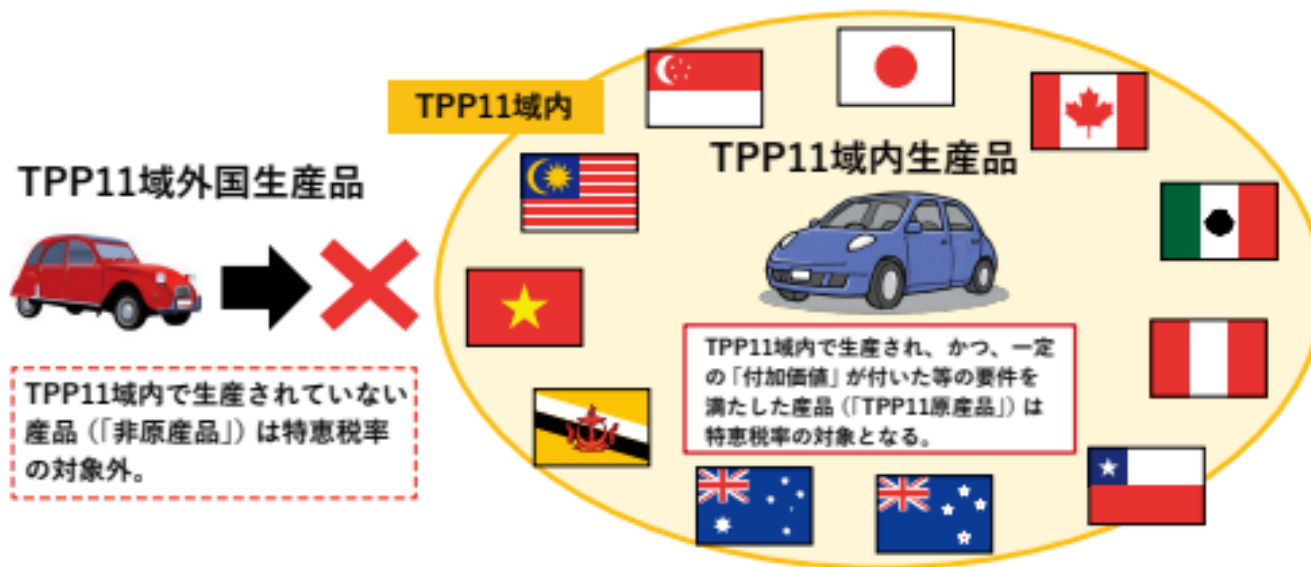
EPA協定締結国内で最終製造・加工がなされる



EPA協定締結国内で一定の「付加価値」がついた等の要件を満たす



各EPAで定められた原産地規則を理解することが必要
(同じ品目であってもEPA毎に異なる原産地規則となっている場合がある)



EPA原産品として認められるか？？？

日本で生産しているから・・・

➡ 材料の多くをEPA締結国以外の国から調達している場合は？？？

材料を日本のサプライヤーから全て購入しているから・・・

➡ サプライヤーの生産拠点がEPA締結国以外の国である場合は？？？

「Made in Japan」のラベルを貼れるから・・・

➡ 他の制度でMade in Japanと認められることと、EPAの原産地規則とは無関係

原産品とは

- ◆ 他FTA同様、①完全生産品、②原産材料からのみ生産される製品または③非原材料を使用し附属書の品目別規則(PSR:Product-Specific Rules of Origin)を満たす製品を、原産品として認定。
- ◆ 原産地規則は1つの締約国のみで満たす必要はなく、複数の締約国における生産で満たせばよい。

完全生産品

《類型》

- 農水産品、鉱業品の一次産品：一次産品の収穫、収集、採掘等を「生産」として捉える。
- くず、廃棄物やそれらから回収された物品：くずや廃棄物の発生・回収等を「生産」として捉える。
- 上記完全生産品のみから生産された物品：完全生産品またはその派生物から生産される製品も完全生産品であるという概念

《完全生産品の例》

- 収穫等された植物
- 生きている動物であって、生まれ、かつ飼育されたもの
- 生きている動物から得られる産品
- 締約国内で狩猟、漁労等により得られる動物
- 養殖によって得られる水産物
- 抽出・採掘された鉱物性生産品
- 締約国の船舶により領海外の海で採捕された水産物
- 締約国の工船上で前項に規定される産品から生産される産品
- 締約国外の海底又はその下から得られる産品（国際法に基づく）
- 製造や加工作業等において生じたくず
- 原材料の回収のみに適するくず
- これら上記のものから得られ、生産されたもの

原産材料からのみ生産される製品

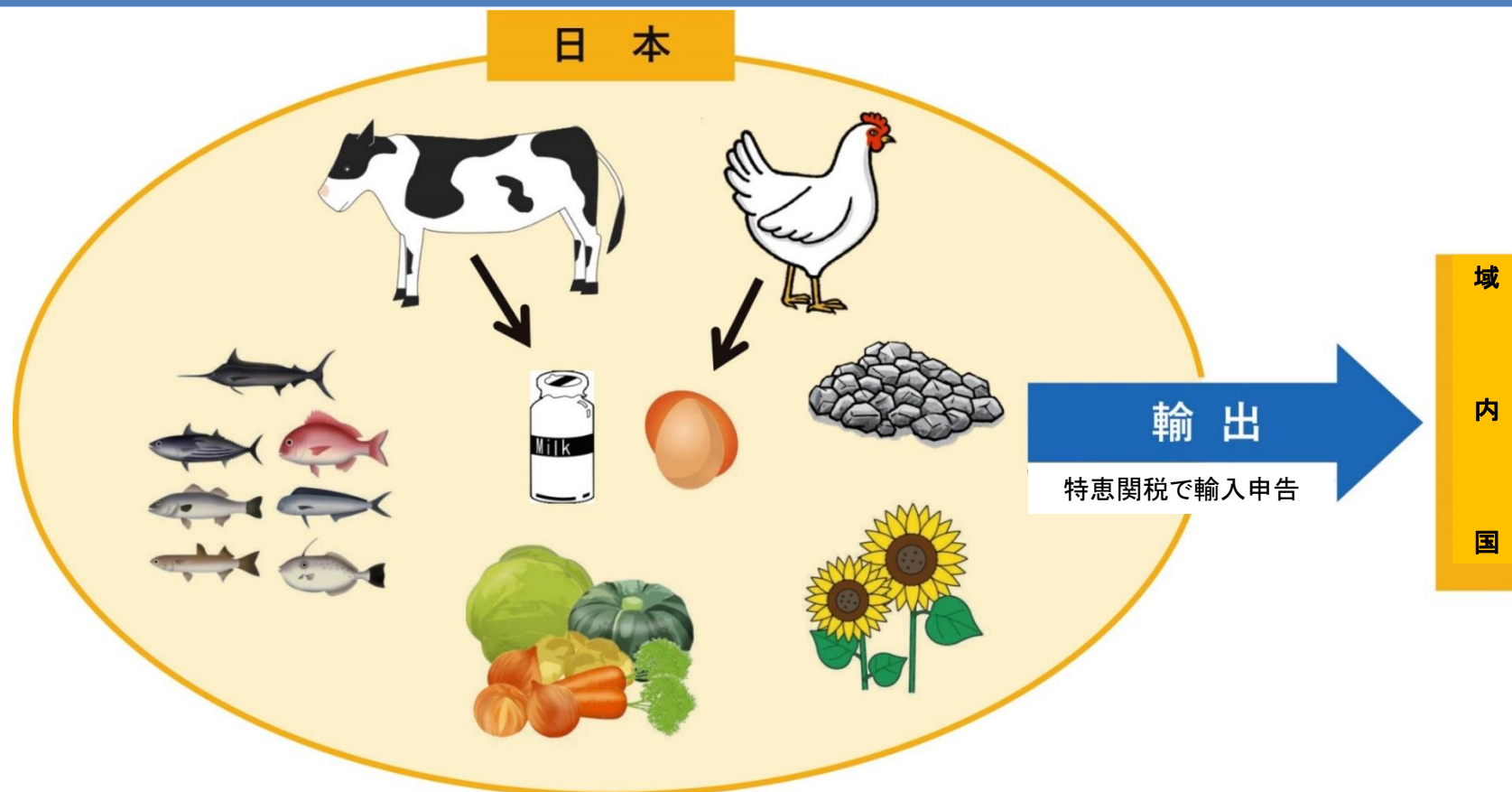
- 生産に使用された材料が原産材料であるもの。
- 非締約国の材料（非原産材料）が含まれていても、当該材料が原産地基準を満たしていればよい。

品目別規則（PSR）を満たす製品

- 使用された非原産材料に加工等を加え、定められた変更をもたらしたことにより、原産品となった産品。
- 品目別規則（PSR）は関税番号毎に要件を定めている。
- その要件は以下の3基準に分類される。
 - ①関税分類変更基準
 - ②付加価値基準
 - ③加工工程基準

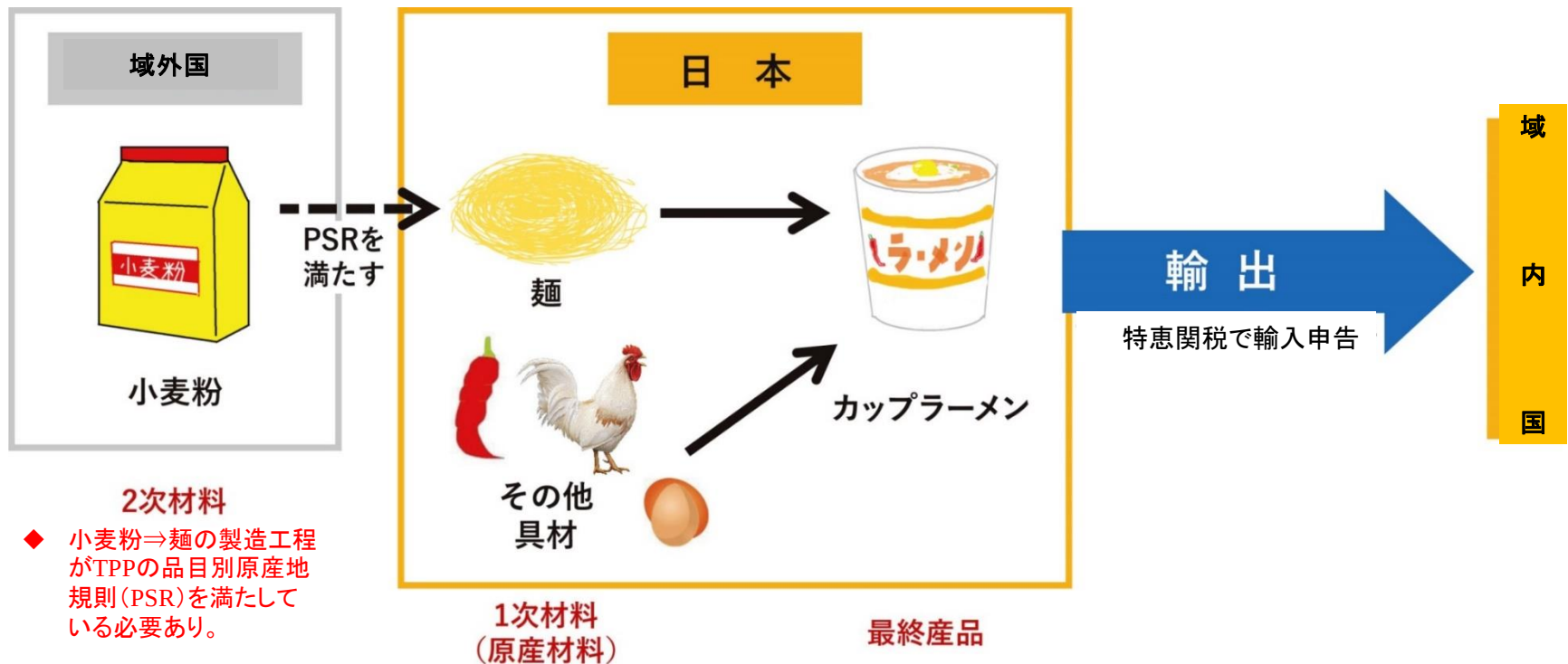
原産性の判断基準 ①～完全生産品～

- ◆ 域内で完全に得られ、または生産される製品は、原産品となる。
- ◆ 具体的には農水産品（動植物・魚介類・卵・牛乳等）、鉱物資源など。



原産性の判断基準 ②～原産材料のみから生産される製品～

- ◆ 域内の原産材料のみから生産される產品のこと。
- ◆ 完全生産品との違いは、產品の材料の材料(二次材料)に域外国のものを含み、それを使用してTPP域内国で一次材料(原産材料)へと加工し、生産する点。



原産性の判断基準 ③～品目別原産地規則(PSR)を満たす製品～

- ◆ 非原産材料を使用しているも、TPP域内国における加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品をTPP原産品と認めるもの。
- ◆ PSRでは、それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が規定されている。

PSRを満たす産品のイメージ



【PSRの3類型】

- ①関税分類変更基準: 材料と最終産品との間に特定の関税分類(HSコード)の変更があること。
- ②付加価値基準: 材料に一定以上の付加価値を付加すること。
- ③加工工程基準: 材料に特定の加工(例: 化学品の化学反応)がなされること。

HS2002 日シンガポール経済連携協定 / Japan-Singapore EPA	日メキシコ経済連携協定 / Japan-Mexico EPA	日マレーシア経済連携協定 / Japan-Malaysia EPA	日フィリピン経済連携協定 / Japan-Philippines EPA
日チリ経済連携協定 / Japan-Chile EPA	日タイ経済連携協定 / Japan-Thailand EPA	日ブルネイ経済連携協定 / Japan-Brunei EPA	日インドネシア経済連携協定 / Japan-Indonesia EPA
日アセアン包括的経済連携協定 / ASEAN-Japan CEPA			

HS2007 日ベトナム経済連携協定 / Japan-Vietnam EPA	日スイス経済連携協定 / Japan-Switzerland EPA	日インド包括的経済連携協定 / Japan-India CEPA	日ペルー経済連携協定 / Japan-Peru EPA
---	------------------------------------	----------------------------------	-----------------------------

HS2012 日オーストラリア経済連携協定 / Japan-Australia EPA	日モンゴル経済連携協定 / Japan-Mongolia EPA	TPP11 (CPTPP) 協定 / Comprehensive and Progressive agreement for Trans-Pacific Partnership (CPTPP)
--	----------------------------------	--

HS2017 日EU経済連携協定 / Japan-EU EPA	日米貿易協定 / Trade Agreement Between Japan and the United States of America	日米貿易協定 (米側) / Trade Agreement Between Japan and the United States of America	工事中 / Under Construction
工事中 / Under Construction	工事中 / Under Construction	工事中 / Under Construction	工事中 / Under Construction

注:「工事中 / Under Construction」のチェックボックスについては、今後、新規協定が発効した場合やHSのバージョンを改正した経済連携協定があった場合(例:日オーストラリア経済連携協定においてHS2012→HS2017へ改正)にデータが掲載され使用できるようになります。

例:さけ缶詰(160411)⇒次画面

原産性判定方法③-1 ～関税分類変更基準～

- ◆ 非原産材料の関税分類(HSコード)と最終製品のHSコードの間に特定の変更がある場合に、原産性を認めるのに十分な加工が国内(またはTPP11域内)でなされたとして原産品と認める基準。
- ◆ 求められるHSコード変更の桁数のレベルは3種類ある。
 - ①「類」(Chapter)の変更という場合は上2桁での変更。
 - ②「項」(Heading)の変更という場合は上4桁での変更。
 - ③「号」(Subheading)の変更という場合は上6桁での変更。
- ◆ どのレベルで変更すれば、原産品となるかは、品目により異なるため、付属書3-Dの品目別原産地規則を確認する必要がある。
- ◆ 品目別原産地規則は、表の形式で、HSコードごとにルールを掲載している。

原産性判定方法③-1 ～関税分類変更基準～

HSコード上2桁(「類」=「Chapter」)の変更(CC)の例

- ◆ 革製の時計バンド(HSコード:9113.90)の製造のため、加工をTPP11域内で行う場合
- ◆ PSR:「第9113.90号の産品への他の類の材料からの変更」



HSコード上4桁(「項」=「Heading」)の変更(CTH)の例

- ◆ テレビ(HSコード:85.28)の製造のため、加工・組立てをTPP11域内で行う場合
- ◆ PSR:「第85.28項の産品への他の項の材料からの変更」



HSコード上6桁(「号」=「Sub-Heading」)の変更(CTSH)の例

- ◆ パソコン(HSコード:8471.30)の製造のため、加工・組立てをTPP11域内で行う場合
- ◆ PSR:「第8471.30号から第8471.90号までの各号の産品への他の号の材料からの変更」



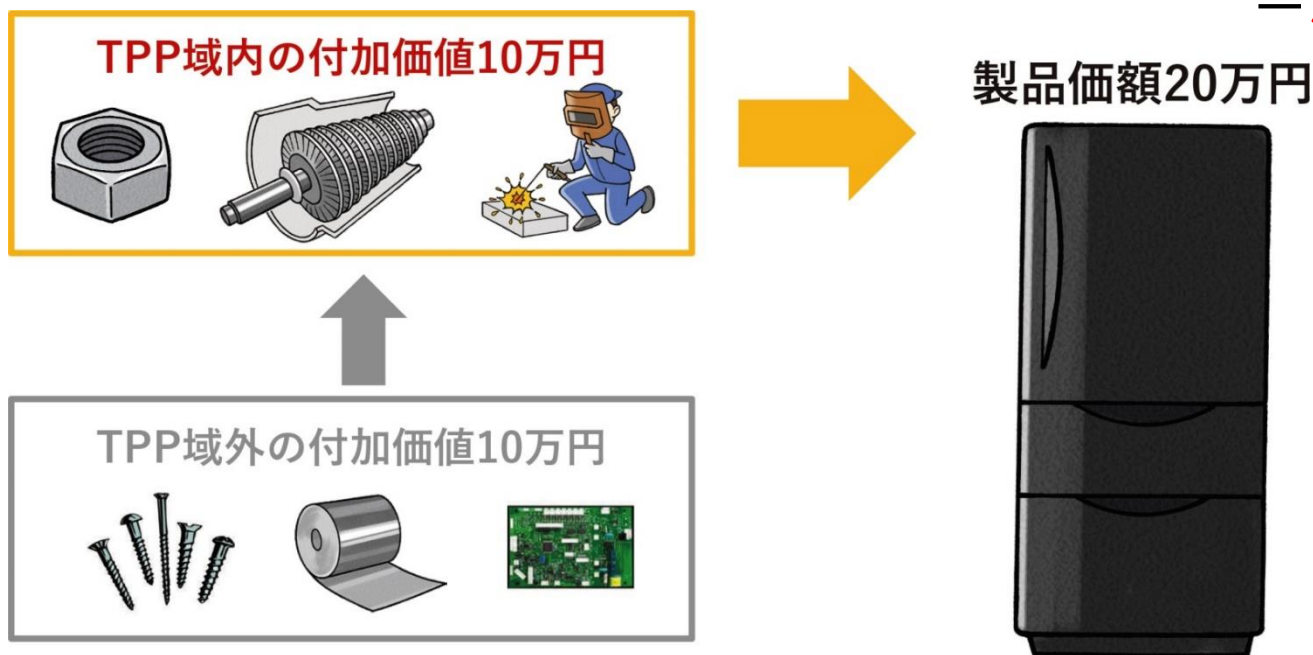
原産性判定方法③-2 ～付加価値基準～

- ◆ TPP11域内で付加された価値により原産性を証明する方法。
- ◆ 原産性を認めるのに十分な付加価値が国内(またはTPP11域内)で付加された場合に、原産品と認める基準。

(参考)冷蔵庫のPSR

- ◆ 控除方式(次頁参照)による付加価値基準を用いる場合は45%。

TPP11域内の付加価値(RVC) = $(20 - 10) / 20 = 50\% > 45\%$ = 原産品



原産性判定方法③-2 ～付加価値基準の計算方式～

- ◆ 協定締結国域内で付加された価値により原産性を証明する方法。
- ◆ 原産性を認めるのに十分な付加価値が国内(または協定締結国域内)で付加された場合に、原産品と認める基準。

方式		計算式
域内原産割合 (%)	①控除方式	【全EPA(除く日スイスEPA)】 $(\text{輸出産品の価額} - \text{非原産材料の合計価額}) \div \text{輸出産品の価額} \times 100 \geq X\%$
	②積上げ方式	【日インドEPA、日モンゴルEPA】 $(\text{原産材料の価額} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益}) \div \text{輸出産品の価額} \times 100 \geq X\%$
		【日チリEPA、TPP11】 $\text{原産材料の価額} \div \text{輸出産品の価額} \times 100 \geq X\%$
非原産材料の最大割合(%)		【日スイスEPA、日EU・EPA】 $\text{非原産材料の価額} \div \text{産品の工場出し価額} \times 100 \leq X\%$

(注) 輸出産品の価額＝原則、輸出する時点でのFOB価額

原産性判定方法③-2 ～付加価値基準の計算方式～

【TPP11独自方式(一部の品目に適用)】

○ 重点価額方式(特定の非原産材料の価額に基づくもの)

一部の鉱工業品に適用(新たにTPPで採用)。控除方式との違いは非原産材料の価額を特定の主要な材料(PSRにより関税分類変更が求められている材料)のみに限る点。

$$\text{RVC(\%)} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料の価額(特定の材料のみ)}}{\text{製品の価額(FOB)}}$$

○ 純費用方式

自動車関連の品目のみに適用(新たにTPPで採用)。控除方式との違いは製品の価額(FOB)ではなく、製品の生産に係る純費用を用いる点。純費用とは、総費用から販売促進、マーケティング及びアフターサービスに係る費用、使用料、輸送費、梱包費等を減じたもの。

$$\text{RVC(\%)} = \frac{\text{純費用} - \text{非原産材料の価額}}{\text{純費用}}$$

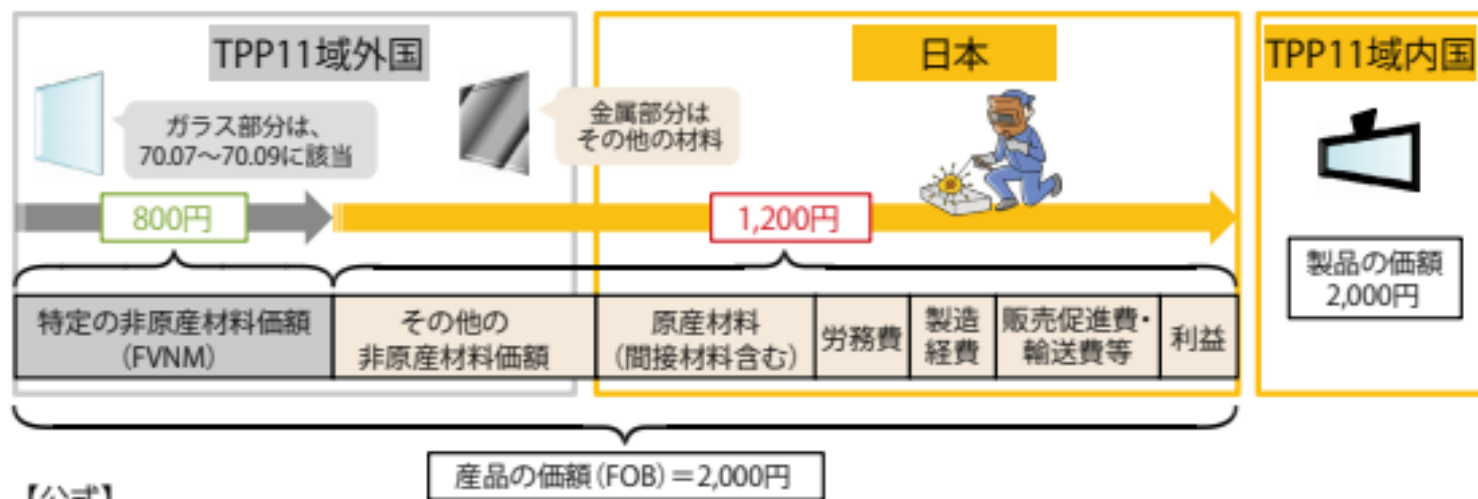
【重点価額方式の具体例(バックミラー)】

協定 / EPAs	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
環太平洋パートナーシップ(TPP)協定(HS2012)	第七〇・〇九項の産品への他の項の材料からの変更(第七〇・〇七項から第七〇・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。)又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第七〇・〇七項から第七〇・〇九項までの各項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第七〇・〇九項の産品への関税分類の変更を必要としない。)	

(出所)税関:原産地規則ポータル

バックミラー (HSコード: 7009.10) の例

本産品のPSRを満たすために重点価額方式による付加価値基準を用いる場合は、第70.07項から第70.09項までの各項の非原産材料のみを考慮に入れて、**50%以上の付加価値が必要です。**



【公式】

$$RVC(\%) = \frac{\text{FOB価額} - \text{特定の非原産材料の価額}}{\text{FOB価額}} \times 100 = \frac{2,000\text{円} - 800\text{円}}{2,000\text{円}} \times 100 = 60\% \geq 50\%$$

⇒従って、このバックミラーはRVCが50%以上のため、原産品と認められます。

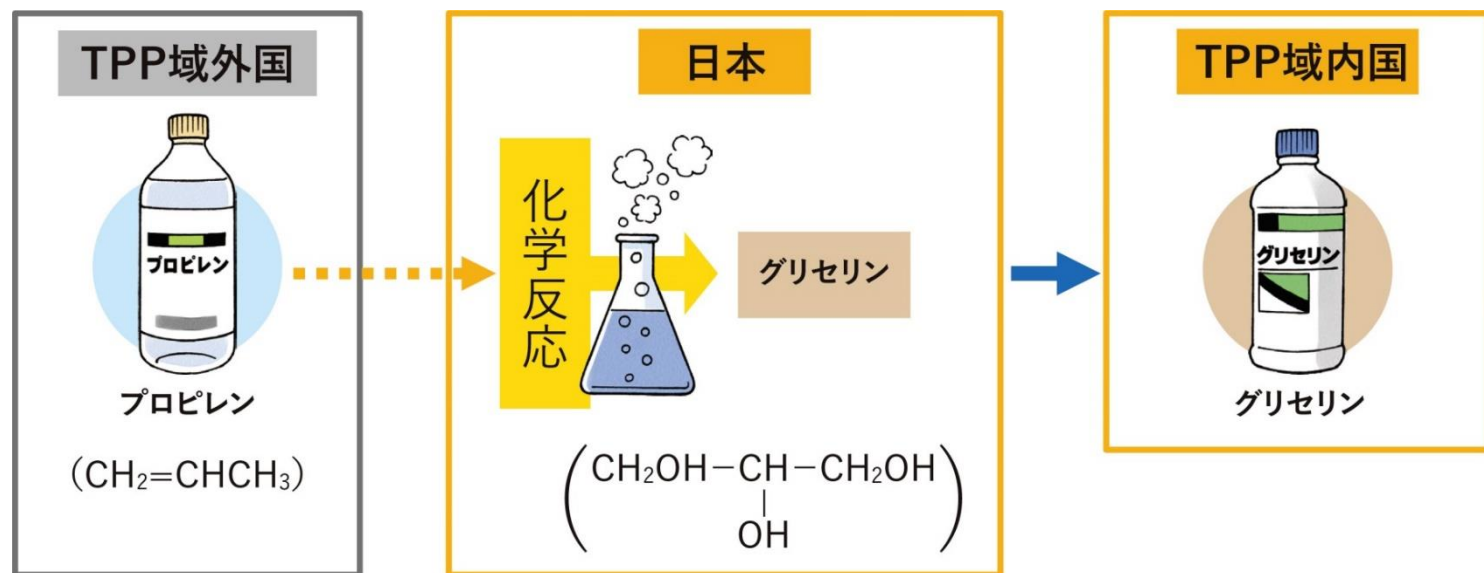
原産性判定方法③ -3～加工工程基準～

- ◆ TPP11域内でPSRが定める特定の加工が行われたことを以て原産品と認める基準。
- ◆ 下の図では、材料であるプロピレンをTPP11域外国より輸入し、日本においてグリセリンを製造する事例。この場合、日本での製造において、使用された非原産材料に対して化学反応が施されていることから、グリセリンは加工工程基準（この例の場合、特定の化学反応を経ていること）を満たし、TPP11原産品と認められる。
- ◆ 衣類等縫製品では、関税分類変更基準の要件に加えて、裁断・縫製を域内で行わなければならないとの加工工程基準がある。

（参考）グリセリン（HS2905.45）のPSR（※）：

「材料が化学反応の工程（新たな構造の分子を生ずること）を経ていること」

（※）「号」（関税分類（HSコード）上6桁）変更基準と上記加工工程基準の選択制となっている。



例:さけ缶詰(160411)

【TPP11】



原産地規則ポータル

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく 税関サイト内検索 検索

トップページ

原産地規則とは

協定・法令等

原産地証明手続

事後確認

税関ホームページ

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

再検索 / New-Search

部 / Section	章 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description
04	16			肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 Preparations of meat, of fish or of crustaceans, molluscs or other aquatic invertebrates
		1604		魚(調製し又は保存に適合する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 Prepared or preserved fish, caviar and caviar substitutes prepared from fish eggs
			160411	魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。) Fish, whole or in pieces, but not minced さけ Salmon

協定 / EPAs	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
環太平洋パートナーシップ協定(TPP)協定(HS2012)	第一六〇四・一一号から第一六〇四・一二号までの各号の産品への他の種類の材料からの変更	
Trans-Pacific Partnership (TPP) (HS2012)	A change to a good of subheading 1604.11 through 1604.12 from any other chapter.	

【日ASEAN・EPA】



原産地規則ポータル

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく 税関サイト内検索 検索

トップページ

原産地規則とは

協定・法令等

原産地証明手続

事後確認

税関ホームページ

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

再検索 / New-Search

部 / Section	章 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description
04	16			肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 Preparations of meat, of fish or of crustaceans, molluscs or other aquatic invertebrates
		1604		魚(調製し又は保存に適合する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 Prepared or preserved fish, caviar and caviar substitutes prepared from fish eggs
			160411	魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。) Fish, whole or in pieces, but not minced さけ Salmon

協定 / EPAs	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
日アセアン経済連携協定(HS2002)	CG(第三類からの変更を除く。)	
ASEAN-Japan CEPA (HS2002)	CG except from chapter 3.	

【日ベトナムEPA】



原産地規則ポータル

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく 税関サイト内検索 検索

トップページ

原産地規則とは

協定・法令等

原産地証明手続

事後確認

税関ホームページ

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

再検索 / New-Search

部 / Section	章 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description
04	16			肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 Preparations of meat, of fish or of crustaceans, molluscs or other aquatic invertebrates
		1604		魚(調製し又は保存に適合する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 Prepared or preserved fish, caviar and caviar substitutes prepared from fish eggs
			160411	魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。) Fish, whole or in pieces, but not minced さけ Salmon

協定 / EPAs	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
日ベトナム経済連携協定(HS2007)	CG(第三類からの変更を除く。)	
Japan-Viet nam EPA (HS2007)	CG except from Chapter 3.	

例: さけ缶詰(160411)をベトナムに輸出する場合・・・

	発効日	関税撤廃日	現行税率
一般税率 (MFN)			30%
日ASEAN・EPA	2008年12月1日	16年目 (2023年4月1日)	8%
日ベトナムEPA	2009年10月1日	16年目 (2024年4月1日)	10%
TPP11	2019年1月14日	8年目 (2025年1月1日)	21.2%

関税率では日ASEAN・EPAを活用した方がよいのだが、ロシア産さけを使用している場合は・・・

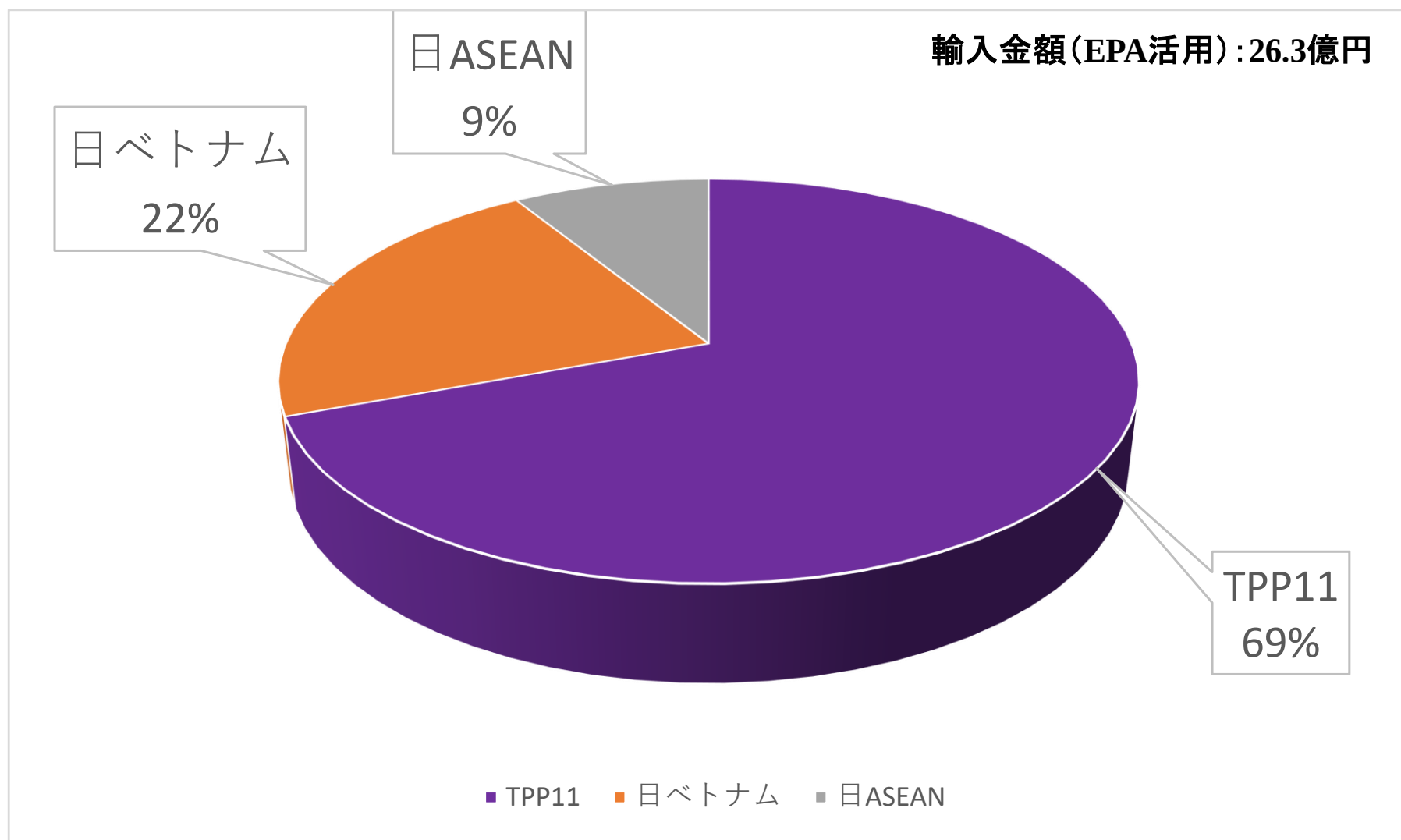


第三類: 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

協定 / EPAs	品目別原産地規則 / PSR	さけ (域外品) の使用
日アセアン包括的経済連携協定 (HS2002)	CC (第三類からの変更を除く。)	×
日ベトナム経済連携協定 (HS2007)	CC (第三類からの変更を除く。)	×
TPP11 (HS2012)	第一六〇四・一一号から第一六〇四・一二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更	○
日EU経済連携協定 (HS2017)	生産において使用される第二類、第三類、第一六類及び第一〇・〇六項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。	×

(参考)日本の輸入実績(2020年上半期):さけ調整品(気密容器入りのもの以外のもの)

HS:1604.11-010



(出所)財務省貿易統計を基に作成

品目別原産地規則事例：魚の調整品

◆ 第3類(生鮮・冷蔵・冷凍した魚・フィレ等)の域外品の活用：
○(可能) △(一部可能) ×(不可能)

HSコード	品目名	TPP11 (HS2012)	日ASEAN・EPA (HS2002)	日ベトナム EPA (HS2007)	日EU・EPA (HS2017)
16.04	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア 代用物				
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）				
1604.11	さけ	○	×	×	×
1604.12	にしん	○	×	×	
1604.13	いわし	△	○	×	
1604.14	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお	×	×	×	
1604.15	さば	○	×	×	
1604.16	かたくちいわし	△	×	×	
1604.17	うなぎ	○	1604.19を適用	1604.19を適用	
1604.18	ふかひれ	1604.19を適用	1604.19を適用	1604.19を適用	
1604.19	その他のもの	△	×	×	
1604.20	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	△（すり身は ○）	×	×	
1604.31	キャビア	○	○ (1604.30)	○ (1604.30)	
1604.32	キャビア代用物	○			

品目別原産地規則例：ワイパー（851240）

TPP11

◆ TPP11、日EU・EPAとも関税分類変更基準と付加価値基準の選択制

日EU・EPA

	TPP11	日EU・EPA
関税分類変更基準	4 桁レベル	4 桁レベル
付加価値基準	域内原産割合（以下の方式の選択制／FOB価額に対する割合） ・ 30%以上（積上げ方式） ・ 40%以上（控除方式） ・ 50%以上（重点価額方式）	以下の方式の選択制 ・ MaxNOM（非原産材料の最大割合）50%以下（工場出し価額/EXW） ・ RVC（控除方式の域内原産割合）55%以上（FOB価額）

【参考】関税分類変更基準の表記

	TPP11	日EU・EPA
2桁	「類」の変更	CC
4桁	「項」の変更	CTH
6桁	「号」の変更	CTSH

八五二・四〇一八五二・九〇
第八五二・四〇号から第八五二・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八五・一二項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八五二・四〇号から第八五二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としな

八五二・四〇一八五二・九〇
CTH MaxNOM = $\frac{V - V_A}{V} \times 100$ RVC = $\frac{V - V_A}{V} \times 100$

品目別原産地規則例：自動車部品

品目名	HS code	品目別原産地規則（PSR）	関税分類変更基準	付加価値基準	備考
ファンベルト	4010.39	A change to a good of heading 40.02 through 40.17 from any other heading.	○ (4桁)		ゴム (4001～4006)
ウォーターポンプ	8413.30	A change to a good of subheading 8413.11 through 8413.82 from any other subheading.	○ (6桁)		部品 (8413.91)
オイルフィルター	8421.23	A change to a good of subheading 8421.11 through 8421.39 from any other subheading.	○ (6桁)		部品 (8421.99)
バッテリー	8507.10	A change to a good of subheading 8507.10 through 8507.20 from any other heading; or No change in tariff classification required for a good of subheading 8507.10 through 8507.20, provided there is a regional value content of not less than: (a) 35 per cent under the build-up method; or (b) 45 per cent under the build-down method	○ (4桁)	○ (積上げ、控除)	部品 (8507.90)
点火プラグ	8511.10	A change to a good of subheading 8511.10 through 8511.80 from any other subheading.	○ (6桁)		部品 (8511.90)
ワイパー	8512.40	A change to a good of subheading 8512.40 through 8512.90 from any other heading; or No change in tariff classification required for a good of subheading 8512.40 through 8512.90, provided there is a regional value content of not less than: (a) 30 per cent under the build-up method; or (b) 40 per cent under the build-down method; or (c) 50 per cent under the focused value method taking into account only the non-originating materials of heading 85.12.	○ (4桁)	○ (積上げ、控除、重点)	部品 (8512.90)
ディスクパッド ディスクローター	8708.30	A change to a good of subheading 8708.30 through 8708.40 from any other subheading; or No change in tariff classification required for a good of subheading 8708.30 through 8708.40, provided there is a regional value content of not less than: (a) 45 per cent under the build-up method; or (b) 45 per cent under the net cost method; or (c) 55 per cent under the build-down method.	○ (6桁)	○ (積上げ、ネットコスト、控除)	部品 (8708.30)
サスペンション	8708.80	A change to a good of subheading 8708.80 from any other subheading; or No change in tariff classification required for a good of subheading 8708.80, provided there is a regional value content of not less than: (a) 45 per cent under the build-up method; or (b) 45 per cent under the net cost method; or (c) 55 per cent under the build-down method.	○ (6桁)	○ (積上げ、ネットコスト、控除)	部品 (8708.80)

品目別原産地規則例：自動車部品

品目名	HS code	品目別原産地規則（PSR）	関税分類変更 基準	付加価値基準	備考
ファンベルト	4010.39	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	ゴム (4001～ 4006)
ウォーターポンプ	8413.30	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	部品 (8413.91)
オイルフィルター	8421.23	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	部品 (8421.99)
バッテリー	8507.10	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	部品 (8507.90)
点火プラグ	8511.10	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	部品 (8511.90)
ワイパー	8512.40	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	部品 (8512.90)
ディスクパッド ディスクロー ター	8708.30	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	部品 (8708.30)
サスペンション	8708.80	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	部品 (8708.30)

EPA利用の流れ

輸出する品物のHSコードを特定します

大前提



関税率を調べます

条件①



原産地規則を満たしているか確認します

条件②



原産地証明書を準備します

条件③



原産地の証明

■ 第三者証明制度

生産者・輸出者が第三者機関（政府または指定機関）に対して、輸出品が原産地認定基準を満たしていることを証明する情報を提供した上で、第三者機関が当該製品の原産性を判定し、原産地証明書を発給する制度。

*日本・ASEAN、ASEAN・中国、ASEAN・インド、日本・オーストラリア（※）など

■ 認定輸出者自己証明制度

政府によって認定された輸出者に対し、自己申告制度を適用する制度。認定輸出者以外は、第三者機関による判定が必要。

*日本・メキシコ、日本・スイス、日本・ペルー

■ 自己申告制度

生産者、輸出者または輸入者が、自ら原産性を証明する制度。

*日本・オーストラリア（※）、**TPP11**、**日本・EU**、日米貿易協定（輸入者のみによる自己申告制度）

※ 日豪EPAにおいては、第三者証明、自己証明両制度併用

日本のFTA/EPA、日米貿易協定における原産地証明制度

EPA/FTA	発効時期	第三者証明制度	認定輸出者 自己証明制度	自己証明制度 (自己申告制度)
日シンガポール	2002年11月	○	-	-
日メキシコ	2005年 4月	○	○	-
日マレーシア	2006年 7月	○	-	-
日チリ	2007年 9月	○	-	-
日タイ	2007年11月	○	-	-
日インドネシア	2008年 7月	○	-	-
日ブルネイ	2008年 7月	○	-	-
日ASEAN	2008年12月	○	-	-
日フィリピン	2008年12月	○	-	-
日スイス	2009年 9月	○	○	-
日ベトナム	2009年10月	○	-	-
日インド	2011年 8月	○	-	-
日ペルー	2012年 3月	○	○	-
日オーストラリア	2015年 1月	○	-	○
日モンゴル	2016年 6月	○	-	-
TPP	署名済(2016年2月) ^(注)	-	-	○
CPTPP(TPP11)	2018年12月30日 ^(注)	-	-	○
日EU	2019年2月1日	-	-	○
日米貿易協定	2020年1月1日	-	-	○

(注) TPPは米国の離脱後、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP、通称TPP11)」として署名、2018年12月30日に発効するのは、日本、メキシコ、シンガポール、NZ、カナダ、豪州の6カ国。2018年1月14日にベトナムが発効。

(出所) 政府資料をもとにジェトロ作成

【第三者証明制度】

日本商工会議所 EPAに基づく特定原産地証明書発給事業

<https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>



新着情報

NEW

2018/10/1

【掲載】 台風 24 号の影響による米穀等の輸出中止について

NEW

2018/10/1

【掲載】 台風24号の影響による米穀等の輸出中止について

NEW

2018/9/7

米穀関係の輸出業務再開について

NEW

2018/9/6

【掲載】 地震の影響による米穀関係の輸出一時停止について

セミナー情報

2018/8/28

EPA第一種特定原産地証明書申請セミナー（既設業向け・中設業向け）のご案内（H30年10月18、19日、名古屋）

2018/8/17

EPA（経済連携協定）取得セミナー開催のご案内（H30年10月25日、豊橋）

2018/8/1

【終了しました】EPA（経済連携協定）取得セミナー開催のご案内（H30年10月15日、さいたま市）

2018/7/27

「EPA・EPAと新たなビジネス機会」セミナー（H30年8月3日 ジェトロ横浜、浜：横浜）



共通

第三者証明制度（日本商工会議所）		自己申告制度（自己証明制度）
ステップ1	輸出製品のHSコードを確認する	輸出製品のHSコードを確認する
ステップ2	EPA税率の有無や税率を確認する	EPA税率の有無や税率を確認する
ステップ3	各EPAに定められた輸出製品に係る規則等を確認する	各EPAに定められた輸出製品に係る規則等を確認する
ステップ4	輸出製品に係る原産地性を確認する （原産品であることを明らかにする資料、 裏付け資料の作成等）	輸出製品に係る原産地性を確認する （原産品であることを明らかにする資料、 裏付け資料の作成等）
ステップ5	「企業登録」をする	原産地証明書（原産地に関する申告文） を作成する
ステップ6	「原産品判定依頼」を行う	
ステップ7	「特定原産地証明書の発給申請」を行う	

➤ TPP11、日EU・EPAでは……

- ✓ 事業者が自ら原産地証明書(原産地に関する申告)を作成できる「自己申告制度」を採用。
- ✓ 原産地証明書(原産地に関する申告)の作成やその後の手続に関連するコストとリードタイムを低減する効果が期待される。

「EPA原産地規則マニュアル」(東京税関作成)より

・全量が同一便で到着しない場合（予約の都合）

（問7） コンテナ4本分のかぼちゃについて、当初、1回ですべてを輸出する予定でインボイスを作成し、これに基づく原産地証明書の発給を受けた。その後、コンテナ3本分のみ船腹の予約ができたことから、当該予約のできた3本分のみ輸出し、残りの1本分は後日別便で輸出することとした。この場合、メキシコ税率の適用はコンテナ4本分の全てについて可能か。

【回答】本事例では分割船積みは船社の責によるもの（例えば、船腹の予約ができていたにもかかわらず、船積みの時点で不足が判明したというもの）とはいえないことから、2回の輸入ということになる。したがって、協定に規定されている「1回の輸入に使用するもの」という条件は充足できないため、当初発給を受けた原産地証明書をもって2船分の貨物についてメキシコ税率を適用することはできない。

【参考】全量が同一便にて本邦へ運送された後に分割輸入されるものについては関税法基本通達68-5-17（分割して輸入する場合の締約国原産地証明書の取扱い）による。

➡ また、TPP、日EU協定においては、自己申告による原産地証明書（EUでは原産地申告）は1回の輸送に限らず同一製品の複数回の輸送に使用可能であるため、それぞれの輸入申告についてEPA税率を適用して差し支えない。

・第三国における一時蔵置

（問9） 「運送上の理由」は特段ないが、貨物は管理コストの安い第三国にて一時蔵置し、商機を見て日本へ輸入することとしている。原産国から一時蔵置する第三国へ発送する時点では、日本に輸出することが決まっていないが、EPA税率の適用は可能か。

【回答】EPAの積送基準においては、一般特惠と異なり「運送上の理由」によるものの要件がないため、貨物を第三国でストックし商機を見て輸入しても、第三国で一時蔵置以外の作業が行われていない限り、積送基準を満たすこととなる。ただし、EPAの利用に当たっては、多くの協定で原産地証明書が必要になるが、原産地証明書は、原則として原産国からの輸出時に取得する必要があるため、実際上は原産地証明書の取得が難しく、第三者証明制度の下での利用は困難と考えられる。

➡ なお、日豪EPA、TPP、日EUで採用されている自己申告制度に基づく原産品申告書等の場合には、輸出後に作成することも可能である。

関税上の特惠待遇を要求するのに必要な書類

TPP 11

独立した書面を作成

(日) 原産地証明書
(英) certification of origin

日EU・EPA

仕入書その他の商業書類上に申告文を記載(別紙でも可)

(日) 原産地に関する申告
(英) statement on origin

日米貿易協定

米国の通関書類の所定欄に国記号(JP)を記載

(日) —
(英) a statement forming part of the import documentation that the good qualifies as an originating good

原産地証明書／原産地に関する申告：作成できる者は？

	輸出者	生産者	輸入者	第三者 発給機関
TPP11 (原産地証明書)	○	○	○ *1	× *2
日EU・EPA (原産地に関する申告)	○	○	輸入者の知識	×
日米貿易協定 (原産地に関する申告)	×	×	○	×

* 1:TPP11では、ブルネイ、マレーシア、メキシコ、ペルー、ベトナムについては、輸入者による原産地証明書の作成は、協定がそれぞれの締約国について効力を生ずる日の後5年以内に行われることになっている。

* 2:TPP11では、例外的に最長10年の時限付きで第三者発給機関が原産地証明書を発給することが認められている。日本はこの例外を適用せず、自己申告制度を採用。発効7カ国中、ベトナムがこの例外を採用。

様式、使用言語、有効期間、複数回の使用は？

	TPP11	日EU・EPA
様式	特定の様式は規定されておらず、必要的記載事項を記載すればよい。	仕入書その他の商業用の文書（原産品について特定することができるよう十分詳細に説明するもの）上に作成する。
言語	英語 ＊英語以外で作成した場合は、輸入国言語への翻訳が求められる。	英語、日本語を含む24言語のうちいずれかで作成。
有効期間	原産地証明書作成日の後1年間または輸入国の法令に規定するこれより長い期間有効。	作成の日から12カ月間有効。
複数回の使用 （同一製品の扱い）	12カ月を超えない期間における同一製品の2回以上の輸送に適用可能。	同一製品の2回以上の輸送（原産地に関する申告に記載する12カ月を超えない期間に行われるもの）に適用可能。

原産地証明書に記載すべき事項

1. 証明者は誰か

輸出者、生産者、または輸入者のうち誰が原産地証明書を作成したかを明記。

2. 証明者の情報

氏名または名称、住所(国名を含む)、電話番号、電子メールアドレス。

3. 輸出者(証明者ではない場合)の情報

氏名または住所(国名を含む)、電話番号、電子メールアドレス。生産者が原産地証明書を作成した場合で、輸出者が特定できない場合は不要。輸出者の住所はTPP域内国の産品が輸出された場所とする。

4. 生産者(証明者あるいは輸出者ではない場合)の情報

氏名または名称、住所(国名を含む)、電話番号、電子メールアドレス。生産者が複数いる場合は“various”と記載、あるいは生産者の一覧を添付。生産者を秘匿したい場合は、“Available upon request by the importing authorities”(「輸入締約国の当局の要請があった場合には提供可能」)と記載可能。生産者の住所はTPP域内国の産品が生産された場所とする。

5. 輸入者(判明している場合)の情報

氏名または名称、住所(国名を含む)、電話番号、電子メールアドレス。輸入者の住所はTPP域内国でなければならない。

6. 産品の品名及びHSコード

対象産品の品名及び関税分類(HSコード)(6桁)。品名は対象産品を表すのに十分な形で記載。1回限りの原産地証明書の場合、インボイス番号がわかっている場合は記載。

7. 原産性の基準

どの原産性の基準(以下のいずれか)を適用して原産品としたかを記述。

- 完全生産品(TPP Article 3.2(a))
- 原産材料のみから生産される産品(TPP Article 3.2(b))
- 品目別原産地規則を満たす産品(TPP Article 3.2(c))

8. 対象期間

同一産品の複数回の輸送を対象とする場合、その期間。原則、12カ月が限度。

9. 署名と日付、宣誓文

証明者による署名と日付を明記。あわせて右記の宣誓文を記述。

■ 宣誓文

I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.

私は、この文書に記載する産品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、または確認のための訪問中に利用可能なものとするに同意する。

TPP11で求められる記載事項を満たした原産地証明書のサンプルフォーム

Sample

CERTIFICATION OF ORIGIN

1. CERTIFIER

Name, address, country, telephone number and e-mail address

Tanaka Tarou
PTP Company Ltd.,
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8901, Japan
Tel. 090-21-31-41
e-mail: tanakatr@test.jp

Certifier is: Exporter, Producer

2. EXPORTER

Name, address, country, telephone number and e-mail address

Same as Certifier

3. PRODUCER

Name, address, country, telephone number and e-mail address

Same as Certifier

4. IMPORTER

Name, address, country, telephone number and e-mail address

Trade Daisuki
CPTPP Company Ltd.,
1-1-1 JETRO Blvd. Sydney, TPP State, 2018-1230, Australia
Tel: 080-41-36-11
e-mail: LetsFreeTrade@test.tpp11

5. DESCRIPTION AND HS TARIFF CLASSIFICATION OF THE GOOD

#	DESCRIPTION	HS TARIFF CLASSIFICATION	ORIGIN CRITERION*	INVOICE NUMBER**	BLANKET PERIOD**	
					STARTING DATE	ENDING DATE
1	Duck	HS 0105.13	TPP Article 3.2(a)	12345	-	-
2	Goose	HS 0105.13	TPP Article 3.2(a)	12345	-	-
3	Guinea Pig (Cavia Porcelus)	HS 0105.13	TPP Article 3.2(b)	12345	-	-
4	Guinea Pig	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	12345	-	-
5	White Goose	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	43653	-	-
6	Black Goose	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	43653	-	-
7	Red Goose	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	43653	-	-
8	Black Duck	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	-	2017/7/1	2017/8/1
9	Golden Wing Duck	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	-	2017/7/1	2017/8/1
10	Silver Wing Duck	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	-	2017/7/1	2017/8/1

* TPP Article 3.2(a): a good is wholly obtained or produced entirely in the territory of one or more of the Parties.
TPP Article 3.2(b): a good is produced entirely in the territory of one or more of the Parties, exclusively from originating materials.
TPP Article 3.2(c): a good is produced entirely in the territory of one or more of the Parties using non-originating materials provided the good satisfies all applicable requirements of Product-Specific Rules of Origin.
** Optional

6. AUTHORIZED SIGNATURE AND DATE

I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate.
I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.

NAME AND SIGNATURE

DATE

(注)TPP11の原産地証明書において、特定のフォームは指定されていません。当該フォームは、協定附属書3-Bが規定する「必要的記載事項」(スライド71参照)を記載したサンプルです。

https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp/

TPP11の特恵関税および原産地規則

「CPTPP EEU・EPA 海外でチャンスをつかむ」 (16MB)

TPP11の概要、特徴、FTA/EPA利用事業者例を紹介しています。

TPP11解説書：TPP11の特恵関税の活用について (14.3MB)

TPP11特恵関税の調べ方、TPP11を使って輸出等を行う際に必要な原産地規則の読み方や基本ルールなどを解説しています。
・輸出用原産地証明書サンプルフォーム (17KB) (解説書123ページ参照)

分野別関税撤廃スケジュールリンク集

分野別の個別品目についての関税撤廃スケジュールがご覧になれます。

原産地証明書の根拠

(基本的な考え方)

- ◆ 原産地証明書の根拠となる資料は、事業者が採用した原産地基準(原産性の判断基準)によって異なる。
- ◆ 輸出者が原産地証明書を作成する場合、輸出者であって製品の生産者でないときは、輸出者が有する情報または(生産者が作成した宣誓書があるなど)生産者が有する情報に対する合理的な信頼に基づき、原産地証明書を作成することができる。輸入者が原産地証明書を作成する場合、輸入者が有する書類または輸出者または生産者から提出された裏づけとなる書類に対する合理的な信頼に基づき、原産地証明書を作成することができる。

関税分類変更基準の場合の根拠資料の例

- 対比表** ☐ 非原産材料の関税分類番号(HSコード)と輸出する製品のHSコードが変更していることを示す資料(詳しくはP47)
- 裏付資料** ☐ 総部品表
☐ 製造工程フロー図
☐ 生産指図書(委託生産の場合)
☐ 各「材料・部品」の投入記録(在庫蔵入蔵出記録など)
- 材料の原産性を示すための根拠資料** ☐ サプライヤーからの情報(国内調達)
☐ 輸入時の原産地証明書の写しなど(輸入)
- その他** ☐ 原産地証明書の写し
☐ 原産地証明書を作成した輸出製品のインボイス
☐ 船荷証券等の船積書類の写し

付加価値基準の場合の根拠資料の例

- 計算ワークシート** ☐ 規定の域内原産割合を上回ることを示す資料(詳しくはP48参照)
- 裏付資料** ☐ 総部品表
☐ 製造工程フロー図
☐ 生産指図書(委託生産の場合)
☐ 各「材料・部品」の投入記録(在庫蔵入蔵出記録など)
- 材料の原産性を示すための根拠資料** ☐ サプライヤーからの情報(国内調達)
☐ 輸入時の原産地証明書の写しなど(輸入)
- 控除方式** **重点価額方式** **純費用方式** **積上げ方式**
- 材料の調達価額を証明する資料
 - ☐ 輸入時のインボイスなど
 - ☐ 取引契約書やサプライヤーからの請求書など
 - 原産材料の調達価額を証明する資料
 - ☐ 域内国からの輸入時のインボイスなど
 - ☐ 取引契約書やサプライヤーからの請求書など
 - 間接材料の算出根拠となる資料
 - ☐ 製造原価計算書、帳簿、伝票、インボイス、契約書、請求書、支払い記録など
- その他** ☐ 原産地証明書の写し
☐ 原産地証明書を作成した輸出製品のインボイス
☐ 船荷証券等の船積書類の写し

完全生産品の場合

国内あるいはTPP域内で生産したことを証明した生産者が作成した資料等が原産性の根拠資料となる。

原産材料のみから生産される産品の場合

国内あるいはTPP域内国の原産品であることを証明した材料供給者からの資料、あるいは当該材料に係るTPPの原産地証明書、または国内の自社で生産した材料(内製品)が原産品であることを証明した資料等が原産性の根拠資料となる。

経済産業省

【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】

原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf

【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】

原産性を判断するための基本的考え方と
整えるべき保存書類の例示

2019年10月改訂
経済産業省
原産地証明室

経済産業省：【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】
「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」より

関税分類変更基準利用における対比表の例

作成年月日

資料作成者名

(生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました □)

特に最終生産地
が国内であることを
確認。

利用協定：日アセアン協定

生産国：日本、生産場所：〇〇県〇〇市□□・△△工場

適用原産地規則：関税分類変更基準(CTH、4桁変更)

輸出製品の生産に使用した
全ての材料・部品名を記載。

非原産材料は、HS
コードが変更している
ことを確認。

HSコード	製品名	HSコード	部品名	原産/非原産	原産情報等
		3917	プラスチック製管	非原産	
		3923	プロテクター	非原産	
		3926	ドライブギア	非原産	
		4016	ワッシャー	非原産	
		5901	織物製テープ	非原産	
		7318	レセプタクル	非原産	
		7318	タッピングスクリュー	非原産	
		7318	ナット	非原産	
		8536	接続子	非原産	
		9607	ファスナー(留め具)	非原産	
		(8532)	LED	原産	サプライヤーからの資料(〇〇株式会社△△工場)
		(8544)	銅線	原産	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)
			電気導体	原産	サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)

非原産材料について
は、取引書類や原産
性を裏付ける資料は
不要。

原産材料であっても、HS
コードの変更が確認でき
れば、非原産とみなすこと
も可能。この場合、サプ
ライヤーからの資料は不要。

同時に付加価値基準も満たす必要がある場合、「計算
ワークシート」(後述)を統合した表でも構わない。

原産材料については、その原産性を示すための
根拠資料が必要。資料を提出したサプライヤ
ーも、納入部材に関する同様の対比表や計算
ワークシート(後述)を作成する。

経済産業省：【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】 「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」より

付加価値基準利用における計算ワークシートの例

利用協定：日アセアン協定

生産国：日本、生産場所：〇〇県〇〇市〇〇△△工場

適用原産地規則：付加価値基準(RVC40%以上)

輸出品：HS8544.30 ワイヤーハーネス

FOB価額：US\$64(円換算¥5,800)

$RVC = (5,800 - 1,400) / 5,800 = 0.76$

特に最終生産地が
国内であることを確認。

作成年月日
資料作成者名

(生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました □)

本事例では控除方式で計算。

$(\text{FOB価額} - \text{非原産材料価額})$
FOB価額

・控除方式を使う場合、原産材料の価額は出てこないで原産材料単価の根拠を示す資料は不要。他方、積上げ方式を使う場合には、当該価額の根拠を示す資料が必要。

・控除方式or積上げ方式については、原産／非原産材料の点数、価格の大小等を考慮し、協定の範囲内で、より簡便な方法を自由に選択可能。

・材料単価決定方式は、各企業の採用する会計基準に基づいて決められる。

・積上げ方式のうち、非材料費(労務費、諸経費、利益等)を付加価値分に含める場合には、当該価額を裏付ける資料が必要。

部品名	原産／非原産	単価	原産情報	価額情報
プラスチック製管	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
プロテクター	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ドライブギア	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ワッシャー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
織物製テープ	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
レセプタクル	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
タッピングスクリュー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
接続子	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ファスナー(留め具)	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
非原産材料価額合計		¥1,400		
LED	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料(〇〇株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
銅線	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
電気導体	原産		サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
原産材料価額合計		¥1,100		
その他経費	-	¥2,700		製造原価明細
利益	-	¥400		製造原価明細
輸送費	-	¥200		国内輸送取引明細、通関業者取引明細等
非材料費合計		¥3,300		

同時に関税分類変更基準も満たす必要がある場合、「対比表」(前述)を統合した表でも構わない。

経済産業省:【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】 「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」より

サプライヤー証明の例

サプライヤーから調達した材料が原産材料であるとの「サプライヤー証明」に記載が必要な内容は、本件資料の作成年月日、製造された物品の供給先名^{*}、製造者の氏名又は名称、住所、担当者の氏名、所属部署名、連絡先、利用する協定名、製造された物品が原産品であることを証明する旨の記載、製造された物品の品名（英文）、物品を特定できる情報（製造番号、型番等）、HSコード、判定基準、生産場所（住所、工場名等）。以下の様式は、上記内容を記載した一例であり、上記の内容が記載されていれば、資料の様式は問わない。

※生産者とサプライヤー間の情報提供のシステムによって、物品の流れ及び原産性の確認への対応が担保される場合、供給先名は不要

年 月 日				
（生産者） 殿 （サプライヤー名）				
法人名（個人事業主の場合は個人名） 				
住所				
部署名				
氏名				
連絡先				
当社の下記産品は、〇〇協定に基づく原産品であることを証明いたします。				
記				
（該当する産品）				
品名（英文）	製造番号・型番	HSコード	判定基準	生産場所（住所・工場名等）
〇〇〇	AB1122/CD-1	〇〇〇〇	CTC（項変更）	〇〇県〇〇市〇〇
〇〇〇〇				△△工場
〇〇〇	EF3344/GH-II	（〇〇〇〇）	VA（基準値 40%以上）	〇〇県〇〇市〇〇
〇〇〇〇				本社工場

・ サプライヤーに対して資料の提出を依頼する際に、原産地規則等に関し十分な説明を行う。

・ サプライヤーへの負担を最小化すべく、必要最低限の部分について依頼することが望ましい。
例えば、V Aルールを採用する場合、まず自社の付加価値分を算定し、その上で基準を満たすのに必要最低限の原産材料価格分を積み上げるべく、価格が高い部品や、原産性の判定がしやすい部品から優先して依頼するなど一案。

・ 設計・仕入先変更等により原産性に変更があった場合には、サプライヤーから適宜情報提供を受けられるように、適切な連絡体制を整えておくこと。

・ 締約国当局からの検認等で、サプライヤー証明にとどまらず、その根拠となる対比表や計算ワークシートの提出を求められる可能性があることに留意すること。

EPA利用の流れ

輸出する品物のHSコードを特定します

大前提

関税率を調べます

条件①

原産地規則を満たしているか確認します

条件②

原産地証明書を準備します

条件③

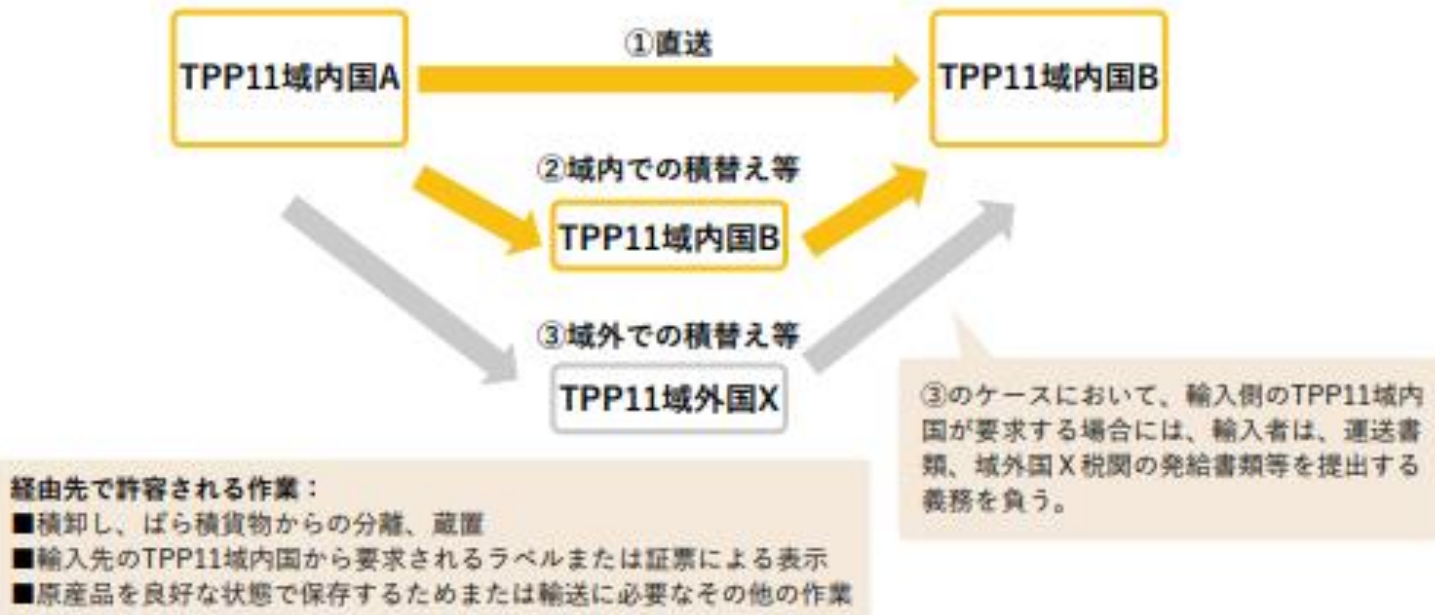
積送基準

検認

積送基準(変更の禁止)

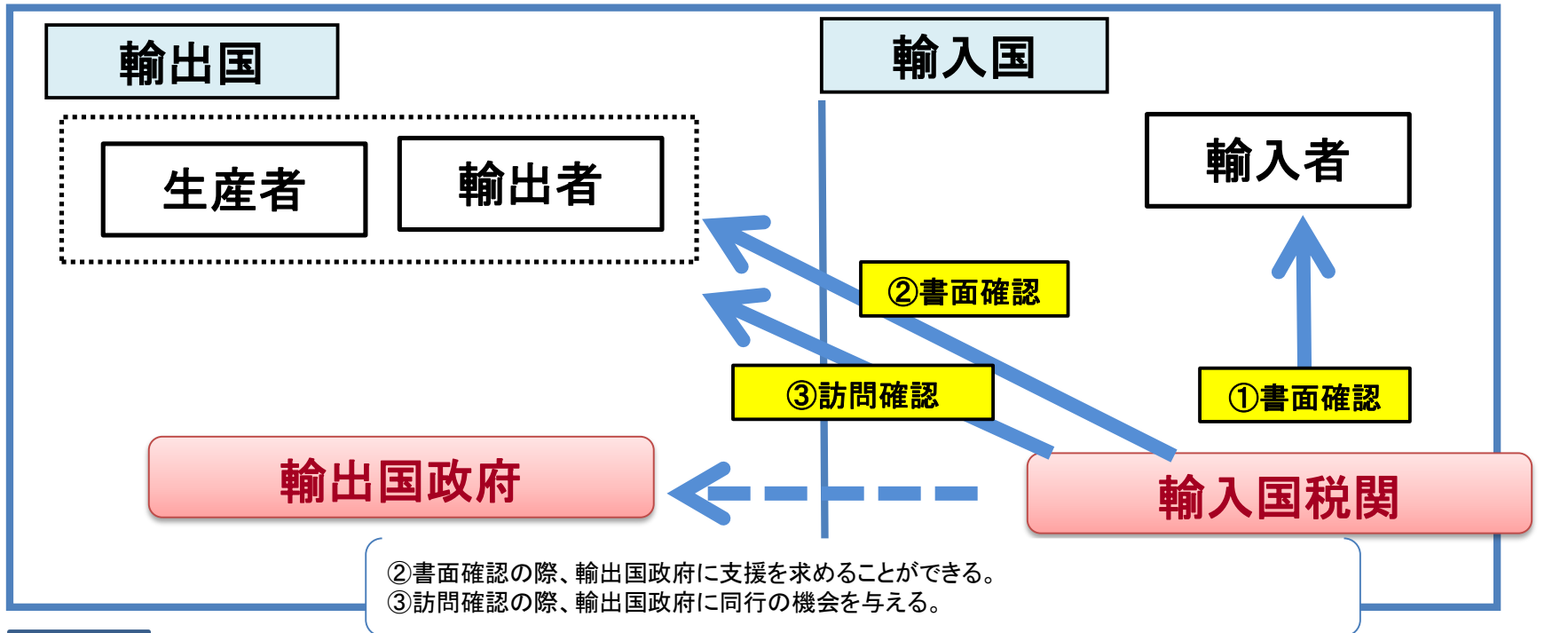
TPP11では、原産品を輸入締約国に輸送する場合の原産性維持に関する基準が定められています。域外国を経由する際は、積卸し、蔵置等以外の作業が行われておらず、当該域外国税関の管理下に置かれていれば、原産性は失われていないとみなすことが可能です。

TPP11域外国を経由する場合(③)でも、経由先で実質的な加工を加えず、当該産品が経由先でTPP11域外国税関の管理下にあれば、原産性が失われることはありません。



原産性の確認手続(検認)

- ◆ 輸入された商品の原産性に疑義がある場合、輸入国の税関は、商品についての情報を求めることができる
 - ①輸入者に対する書面による確認(書面確認: 商品について、質問票等により情報を求めること)
 - ②輸出者・生産者に対する書面確認
 - ③輸出者・生産者に対する訪問による確認(訪問確認: 事務所や工場等を訪問し、商品の原産性を確認すること)
- ※ 輸入者、輸出者、または生産者が十分な情報を提供しない場合等は特惠関税の適用を否認。
- ◆ 確認に備え、原産地証明書を作成した輸出者、生産者、輸入者は、特惠関税を適用した輸入に関する文書及び原産品であることを示すために必要な全ての記録を原産地証明書の作成から5年間保存する義務を負う。



注意

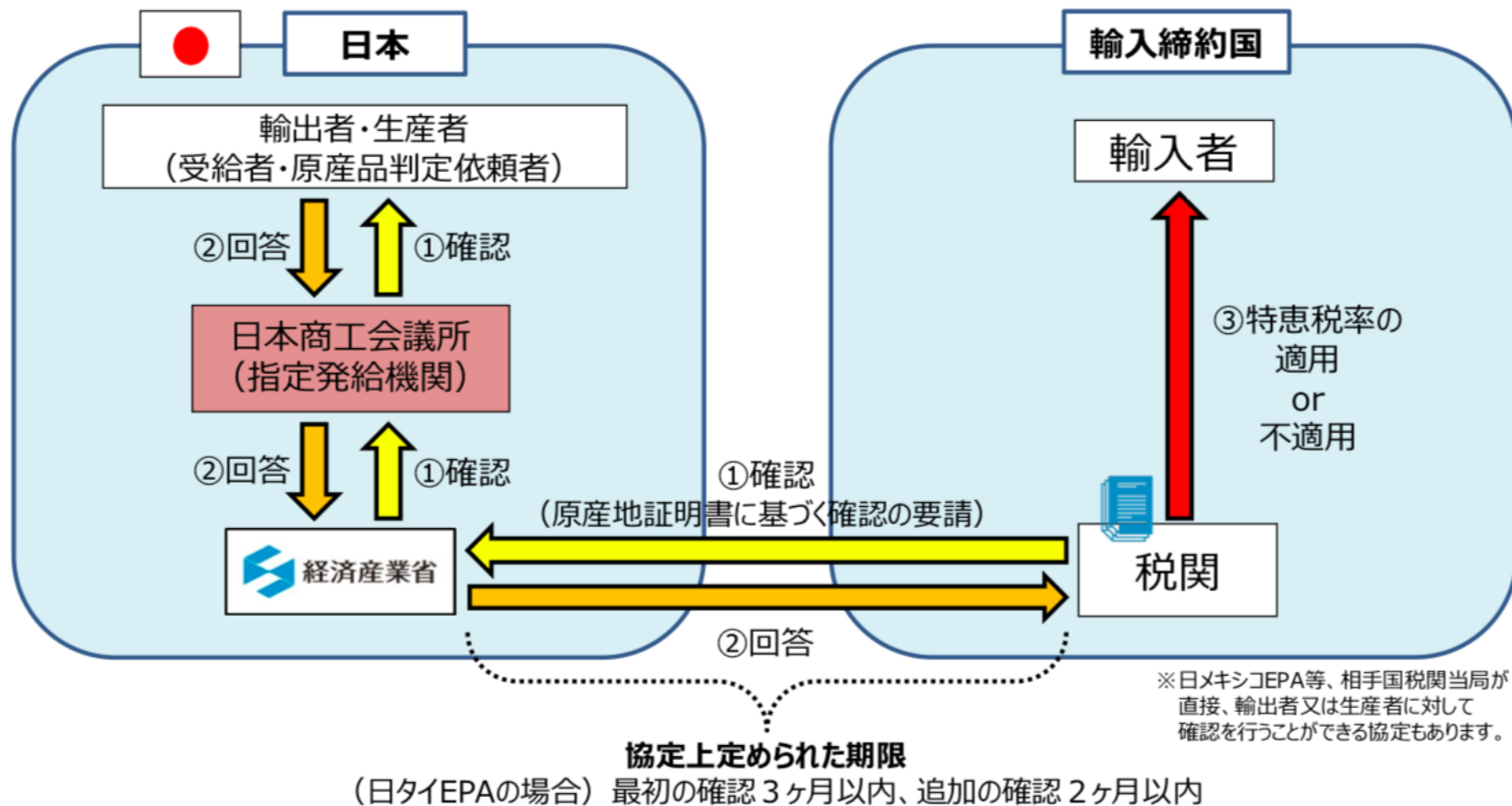
(3.27条注)

締約国は、関税上の特惠待遇の要求が輸入者の作成した原産地証明書に基づいて行われる場合には、輸出者若しくは生産者に対して当該要求を裏付けるために情報を要請すること又は輸出者若しくは生産者を通じた確認を完了することを要求されない。

原産性の確認手続(検認)

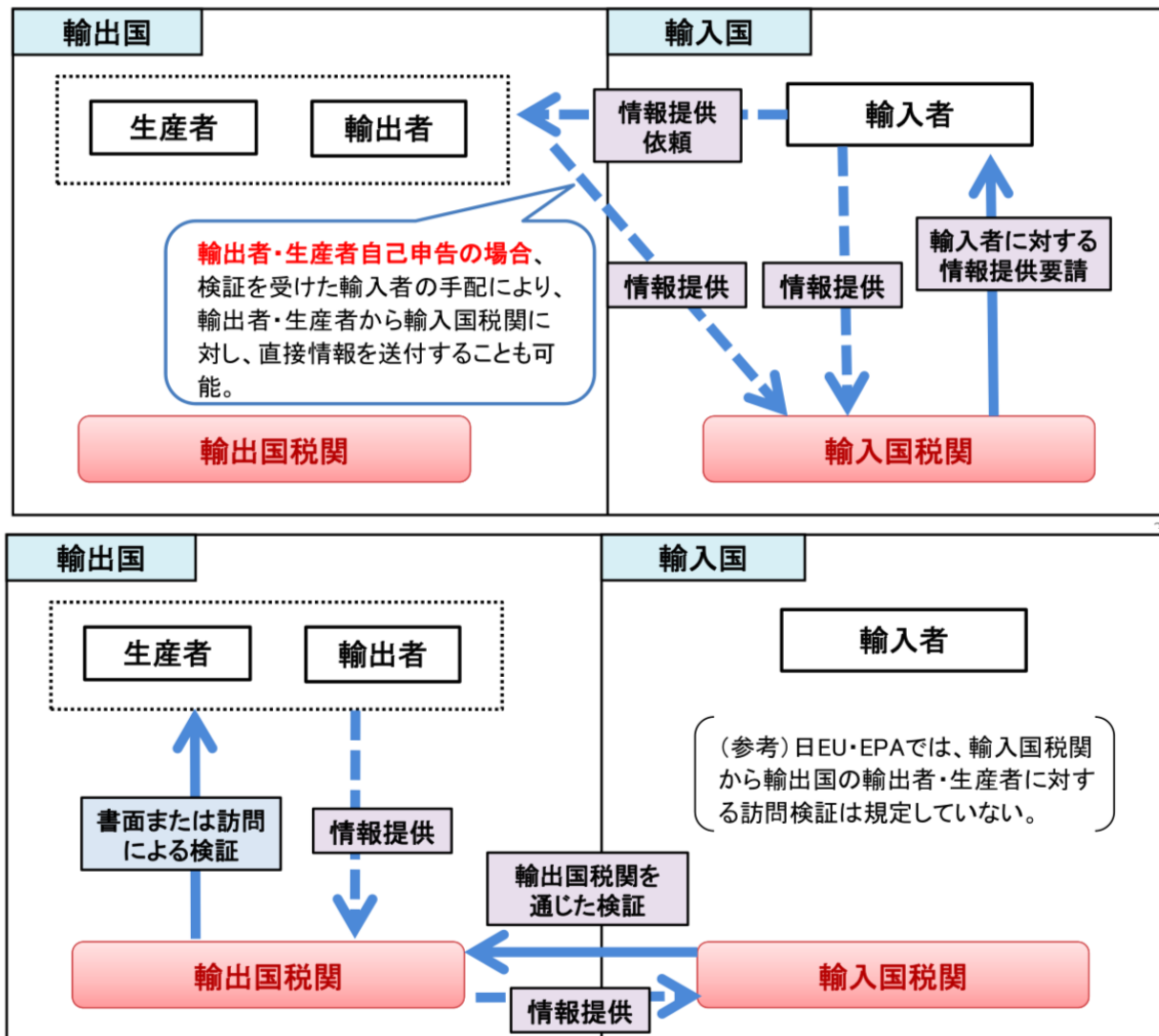
1. 確認対応	1-1. 書面確認の要請	少なくとも30日の回答期間あり、書面で提出
	1-2. 訪問確認の要請	30日以内に視察を受け入れるかどうかを回答
	1-3. 追加立証機会の提供	確認の結果、輸入側のTPP域内国が原産性を否認する意図がある場合には、輸入者、輸入国税関に直接情報を提供した輸出者や生産者に対し、産品が原産品であることに関する追加情報の提出のために少なくとも30日の期間を与える。
2. 確認対応 (繊維・繊維製品のみ適用)	2-1. 書類確認の要請	1-1. に準じる
	2-2. 訪問確認の要請	1-2. に準じる方法の他、輸入側のTPP域内国は、訪問の20日前までに、訪問希望日、訪問の対象となる輸出者および生産者の数などを受入側のTPP域内国に通知し、具体的な訪問先についても事前通知を行う義務を負う。 (注) 訪問の有効性の観点から、事前通知されない可能性もある。
	2-3. 追加立証機会の提供	1-3. に準じる。ただし、事前通知なしに訪問が実施された場合、追加で30日の期間を要請することができる(計60日)。
3. 原産性の決定	3-1. 税関当局による確認後の決定	確認を行った税関当局は確認後90日以内、かつ最初の確認要請後365日以内に原産性の決定を行う義務を負う。技術的に判断が難しい場合、期間を延長できる。
	3-2. 原産性の否認根拠となりえる事由	輸入側のTPP域内国は、(a)産品が特惠待遇を受ける資格がないと決定する場合、(b)原産品であることの確認の結果、産品が原産品であることを決定するのに十分な情報が得られなかった場合、(c)要請に回答しなかった場合等に、関税上の特惠待遇を否認することが可能。
	3-3. 原産性の否認	原産性を否認された製品はTPPによる特惠関税を享受することが出来ない。

(参考) 原産性の確認手続(検認)/第三者証明制度



(出所) 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部原産地証明室: 経済連携協定(EPA)に基づく原産地証明書(第三者証明制度)への検認について 2020年2月

(参考) 原産性の確認手続(検認)/自己申告制度(間接検認/日EU・EPA)



(出所) 財務省関税局・税関: 日EU・EPA原産地規則について 2018年11月・12月

根拠資料(保存書類)の保存期間

- ◆ EPAによる関税上の特惠待遇の要求を行った場合の原産性を立証する書類等の保管義務が協定毎に定められている。
- ◆ 検認など輸入国の税関からの問い合わせに備えて、根拠資料などの関連書類を協定に定められている期間保管する必要がある。
- ◆ ただし、日本への輸入においては国内法令により輸入の許可日の翌日から起算し原産品に関する書類を5年間保存する必要がある。

5年間	4年間	3年間
日メキシコ 日マレーシア 日チリ 日タイ 日インドネシア 日フィリピン 日インド 日ペルー 日オーストラリア 日モンゴル TPP11	日EU(輸出者、生産者)	日ブルネイ 日ASEAN 日スイス 日ベトナム 日EU(輸入者の知識)

(注)起算日:第三者証明制度の場合は原産地証明書発給日の翌日、自己申告制度の場合は原産地証明書または申告文の作成日。日EU・EPAの輸入者の知識による場合は輸入日。

TPP11の事前教示制度

■事前教示制度(Advance Rulings)とは:

締約国が自国の輸入者、他の締約国の輸出者もしくは生産者からの書面による要請に対して、書面による事前の教示を行う制度をいいます。

■確認できる内容:

事前教示制度を利用して、以下の内容を確認することができます。

- ①関税分類
- ②特定の事案のために用いられる関税評価基準の適用について
- ③原産性の判定(原産地規則及び原産地手続きの規定に基づく原産品であるかどうか)
- ④締約国が決定するその他の事項

■回答までの時間:

締約国は可能な限り迅速に、最長でも150日以内に事前の教示を行うことを約束しています。

■有効期間:

最低3年間



事前教示の事例(チリ)

interesado son las siguientes:

Marca: Apple

Modelo: Apple Watch, A1553

Velocidad del Procesador: 533 MHz

Video Codec: H.264

Formato: MP4

Resolución: 1080p

Codec Audio: AAC

Conectividad: Bluetooth 4.0 LE

Memoria: 8GB

Cámara: No

Sensores: Acelerómetro

Giroscopio

PPG (sensor foto plasmográfico biométrico para monitorear pulso/ritmo cardíaco)

Sensor de luz ambiental

Microfono: 1 (uno)

Bocinas: 1 (una)

Batería: Recargable litio ion polímero 206mAh

Que se trata de un dispositivo de comunicación inalámbrica que se encuentra diseñado para ser usado en la muñeca del usuario para comunicarse con un iPhone 5 o posterior, por medio de una conexión inalámbrica (WiFi, Bluetooth, NFC).

Que, básicamente es una extensión del iPhone que proporciona al usuario una manera más fácil de acceder a las funciones del teléfono y con la habilidad de guardar información electrónica hasta 8 GB.

Apple Watch のチリへの輸入時に関する HS コードの照会に対して、税関当局が 2015 年 3 月 19 日に HS コード (8517.6290) を回答。Apple Watch はスマートフォンと類似した機能を持つことを理由に、税関は腕時計ではなく電気通信機器と判断した。

*** 事前教示制度については、ジェトロ作成「TPP11解説書」(18～19ページ)を参照**
https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/tpp/TPP11_kaisetsu.pdf

(参考)相談窓口

ジェットロ相談窓口

ジェットロのサービス

・輸出支援 ・海外進出支援 ・支援サービス一覧 ・ジェットロ活用事例 ・全国のジェットロの窓口

貿易投資相談

このページを印刷する

輸出入や海外進出の実務のご相談に対して、経験豊富なアドバイザーがお応えします。

- ・無料のサービスです。
- ・面談（約1時間）も可能です。
- ・海外在住のお客様は最寄りの海外事務所までお問い合わせください。

ご相談のお申し込みから回答までの流れ

1 ご相談のお申し込み

お客様情報とご相談内容の登録



オンラインの場合

24時間受付



お電話の場合

9-12時、13-17時
土日・祝祭日・年末年始
を除く

ご回答のご連絡およびフォローアップのために以下の情報をご登録いただけます。お電話の場合はオペレーターからお伺いします。

お客様情報

1. お名前
2. 企業名
3. お電話番号
(※1)
4. 所在地（都道府県）
5. E-mailアドレス
(※2)

なお、サービス品質向上のため、オペレーターとの通話を録音させていただいております。

相談内容

1. 対象地域・国
(※3)
 2. 質問内容
- ・注意事項（※1～3）を確認する +



2 ご回答

ジェットロからのご連絡

担当アドバイザーが電話もしくはメールで回答いたします。



ご相談には受け付け順に対応します。

面談ご希望の場合も、電話にて日程調整します。ご希望日の5営業日前までを目安にお申し込みください。

お願い：

第三者への提供・開示を前提とするご相談は、ご質問の趣旨・内容が正確に把握できず、誤った情報提供に繋がる恐れがあるため、当該ビジネスの当事者の方からお申し込み願います。また、回答は相談者のみに提供いたします。なお、本サービスでは、調査の請負、代行、翻訳等は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

ご相談後に、ジェットロより状況確認およびフォローアップのお電話をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

ご相談のお申し込み

本サービスをご利用いただく場合は、免責事項及び個人情報の取り扱いに同意いただいたものとみなします。



ご相談のお申し込みはオンラインとお電話です。

オンラインでのお申し込み

24時間受け付けています。初めてご利用の場合は利用者登録が必要になります。原則として最寄りのジェットロで承ります。

[お申し込みに進む](#)

オンラインでのお申し込みの場合は、ご登録いただいた住所の最寄りのジェットロに自動的に送信されます。本部（東京、大阪）など最寄りのジェットロ以外での相談をご希望される場合はその旨を質問内容欄に記載してください。

お電話でのお申し込み

最寄りのジェットロまでお問い合わせください。

平日9時～12時/13時～17時
（土日、祝祭日・年末年始を除く）

東京	03-3582-5651
大阪	06-4705-8606
その他の地域	最寄りのジェットロを見る

EPA相談デスク

<https://epa-info.go.jp/>



委託事業者：  東京共同会計事務所
TEL 0120-910-385 Mail epa-desk@epa-info.go.jp

トップページ

発給までの流れ

EPA活用セミナー

ワークショップ

EPAパンフレット

E-learning

受託企業

経済産業省委託事業

経済連携協定（EPA）を活用して、海外事業を拡大しよう

EPAの手続きをご相談されたい方へ

無料電話相談受付中

0120-910-385

100%

財務省税関 EPA原産地センター

EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出についての相談（対面又はメール）を開始しました

相談内容

日オーストラリア協定、TPP11、日EU協定に係る自己申告制度を利用した日本からの輸出に係る内容について
例)

- 輸出する貨物が相手国でEPA税率を適用できる原産品となるでしょうか。
- 輸出をする際に原産品申告書を作成したいのですが、どのように作成すればよいでしょうか。
- 相手国からの事後確認に備えてどのような書類を備えておけばよいでしょうか。

相談対象者

上記協定を利用して自己申告を行う方（輸出者、生産者）

ご利用方法

以下の事項を記載して、以下のメールアドレスあてに送付ください。

（１）ご連絡先（お名前・会社名、お電話番号等）、（２）相談したい内容、（３）相談希望日時（対面での相談をご希望の場合）

送付先メールアドレス：epa-roo-center2@customs.go.jp

※頂きましたお問合せメールにつきましては、翌開庁日までに受領の連絡をいたします。

お問合せ内容によっては、正式な回答にお時間をいただく場合もございますのでご了承ください。

相談先

財務省税関 EPA原産地センター

住所：東京都港区海岸2-7-68

電話：03-3456-2171（※）

※お電話でのご相談は承っておりませんので、上記メールアドレスへのご連絡をお願いいたします。

ご清聴有難うございました

【ご注意】

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。

主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。

また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。